

【ID番号】 06350472

損害賠償請求事件

【事件番号】 甲府地方裁判所判決／平成18年(行ウ)第1号

【判決日付】 平成20年11月11日

【判示事項】 旧町(現在は市)発注の公共事業で談合が行われ、町が不当に高い支出を強いられたとして、旧町の住民が市長に対し、公正な競争によって形成されたであろう落札価格との差額相当額の支払いを求めた住民訴訟で、住民側の主張をほぼ認め、損害額に相当する金額を、落札業者に請求するよう市長に命じた事例

【掲載誌】 LLI/DB 判例秘書登載

主 文

1 被告は、B1に対し8196万5100円、C1に対し303万2400円、D1に対し644万9100円、E1に対し123万6900円、F1に対し253万0500円及びG1に対し413万9100円並びに前記各金員に対する平成18年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を除く。)は、これを5分し、その2を原告らの、その余を被告の各負担とし、補助参加によって生じた費用のうち、原告らとA1との間に生じた費用は原告らの、原告らとA1を除く被告補助参加人らとの間に生じた費用は同被告補助参加人らの各負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告北杜市長白倉政司は、下記相手方(1)ないし(7)記載の者に対し、それぞれ(ただし、相手方(1)記載の者は、請求金額(2)ないし(7)記載の限度で相手方(2)ないし(7)記載の者と連帯して)、下記(1)ないし(7)記載の金員及びこれに対する平成18年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

相手方 (1)A1 1億6128万8778円

(2)B1 1億1164万3644円

(3)C1 814万5975円

(4)D1 1926万3700円

(5)E1 362万9971円

(6)F1 699万1585円

(7)G1 1161万3904円

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、旧山梨県北巨摩郡小淵沢町(以下「旧小淵沢町」という。なお、平成18年3月15日、山梨県北杜市(以下「北杜市」という。)との合併により、北杜市がその事務を承継した。)の住民である原告らが、旧小淵沢町の執行機関の訴訟承継人である被告に対し、(1)旧小淵沢町の公共工事の入札に参加したB1を中心とする被告補助参加人らが談合した結果、旧小淵沢町に公正な競争によって形成されたであろう落札価格と現実の落札価格との差額相当額の損害を与えた、(2)旧小淵沢町の町長であったA1が、設計価格又は予定価格をB1に漏えいしたとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、被告補助参加人らに対し、民法709条に基づく上記損害及び弁護士費用相当分の損害賠償請求及びこれに対する平成18年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

## 2 前提となる事実

当事者間に争いがない事実、各項末掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、次のとおりである(末尾に証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。)

### (1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも旧小淵沢町の住民である。

イ 被告は、平成18年3月15日、旧小淵沢町との合併により旧小淵沢町の事務を承継した北杜市の執行機関である。

ウ A1は、平成17年1月28日から平成18年3月14日まで旧小淵沢町の町長であった。

エ B1, C1, D1, E1, F1, G1は、いずれも、肩書地に本店を有し、建設業法の規定に基づき建設大臣の許可を受けて建設業を営む者である。

### (2) 旧小淵沢町における平成17年度の公共工事の発注方法等

#### ア 建設業の許可

まず、建設業法の規定に基づく建設大臣の許可のない建設業者は、低額の工事(具体的には、建築工事の場合は1500万円未満の工事であり、その他の工事の場合は500万円未満の工事。)以外の工事を受注することができない。

建設業法において定める許可業種は28業種に分けられており、上記許可は、それぞれの業種について個別に行われる。(甲50)。

#### イ 経営事項審査

そして、旧小淵沢町が発注する工事の競争入札に参加するためには、建設業法27条の23に規定する国土交通大臣若しくは都道府県知事による経営事項審査又は同条に準じて旧小淵沢町が行う経営事項審査を受け、建設業者の経営状況や経営規模、技術的能力などの客観的事項について数値により前記28業種ごとに評価された「総合評定値」を取得する必要がある。許可がない業種は、「総合評定値」がない(甲7, 甲15添付の「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」参照。弁論の全趣旨)。

#### ウ 旧小淵沢町への入札参加申請

さらに、旧小淵沢町が発注する工事の競争入札に参加するためには、旧小淵沢町に対し前記経営事項審査結果を添付して入札参加資格審査申請を行うことが必要である(甲7)。

#### エ 建設業者の格付

旧小淵沢町では、指名競争入札制度を採用しているところ、土木一式、建築一式、電気、管(平成16年度までは「水道・管」とされ、平成17年度から北杜市の基準に合わせ「管」とされた。)、舗装の5業種について、工事予定価格の額に応じてAないしDまでの等級(ランク)をつけて格付を行うとともに、入札参加業者についても山梨県土木部が発表した平成17年4月1日時点の経営事項審査における「総合評定値」に基づき、AないしDまでのいずれかの等級(ランク)に格付し、上記各等級に対応した請負金額の範囲内で指名選定を行うことを基本としている(甲7, 丙1)。なお、上記格付における各等級(ランク)の工事予定価格の額や経営事項審査の数値について、平成16年度までは旧小淵沢町独自の数値を採用していたところ、北杜市との合併が決まったため、平成17年度からは、北杜市の基準に沿う数値を採用した(丙1)。

#### オ 公共工事の立案、予算取り、設計図書の準備

工事の必要性、町の財政状況、補助金の交付予定、住民の意向等を踏まえて、公共工事の立案、予算取り、設計図書の準備が行われた後、入札参加業者の指名が行われる。

#### カ 入札参加業者の指名

(ア) まず、建設課長等の所管課長が、入札参加資格のある建設業者の中から入札指名業者の原案を作成する。

(イ) 次に、所管課長が、入札を行う予定の公共工事につき、その事業の概要及び入札指名業者の原案の選定理由を町長に説明する。その際、A1が比較的請負金額の低い工事(C又はDランクの工事で、主に町内業者が指名対象の工事)について入札参加業者に指名される機会を均等にするという趣旨で助言することもあった(弁論の全趣旨)。

(ウ) その後、所管課長は、入札手続担当課である総務課長に対し、入札執行依頼書を提出する。

(エ) 総務課総務財政担当の入札担当者は、入札執行の方法、現場説明会の日時、入札日時、入札改札場所、選定された入札指名業者名等が記載された稟議文書を起案し、所管課長、総務課長、助役、町長の決裁を仰ぎ、全ての決裁を得た場合、入札指名業者が決定される

(弁論の全趣旨)。

#### キ 予定価格の決定

町長は、入札当日、入札開始時間の1時間ないし30分前に、町長室において、助役、所管課長、総務課長らが立ち会う中で、出納室の金庫に保管されていた金入り設計書を開封し、予定価格を決定する。なお、旧小淵沢町は、設計価格及び予定価格を公表していなかった(弁論の全趣旨)。

#### ク 入札方法

旧小淵沢町における競争入札は、予定価格を下回る入札がない場合、旧小淵沢町で再度積算を精査して予定価格の妥当性を確認し、当初の予定価格が妥当であると判断した場合には、入札指名業者をすべて入れ替えて再入札する方法を採用していた。

#### (3) 平成17年度における旧小淵沢町発注工事の落札結果等

旧小淵沢町は、別紙2平成17年度落札結果表記載の各工事についてそれぞれ指名競争入札を実施し、別紙2平成17年度落札結果表の落札業者欄記載の各業者がそれぞれ落札した。各工事の落札業者の入札額、落札率(予定価格に対する落札業者の入札額の割合。なお、小数点3桁以下は四捨五入する。)は別紙2平成17年度落札結果表記載のとおりである(甲5、弁論の全趣旨)。

#### (4) 監査請求

原告らは、平成18年1月6日、旧小淵沢町監査委員に対し、旧小淵沢町が本件において原告らが談合であると主張する各工事に関し、補助参加人らに対して公正な競争によって形成されたであろう価格と現実の落札価格との差に相当する損害額の支払を請求するよう旧小淵沢町長に勧告することを求める住民監査請求をしたが、旧小淵沢町監査委員は、同年3月1日、談合等の行為をしたとの確証を得られず、その存在を認めることができないとして、上記監査請求を棄却した(甲1)。

### 3 争点

- (1) 談合の有無
- (2) A1旧小淵沢町長の責任
- (3) 旧小淵沢町の損害

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)(談合の有無)について  
(原告らの主張)

ア B1は、別紙3損害一覧表記載の各工事について、入札指名業者である他の補助参加人らに対し、談合、すなわち、あらかじめ入札指名業者の希望に応じて落札者及びその入札(落札)価格を決定し、その余の入札指名業者は落札者の落札価格以上で入札する旨の合意をするよう働きかけてその了解を得、入札した結果、予めB1が決定していた入札指名業者が高い落札率で落札した(以下「本件談合」という。)

本件談合の存在を認める事実は、以下のとおりである。

イ 全体の落札率の急上昇、平成17年度におけるB1と町外業者の落札価格総額、落札割合及び落札率の異常な増加

(ア) 旧小淵沢町が、平成16年度と平成17年度(ただし、11月10日まで)に発注した工事(測量・設計に関する入札を除く。以下、旧小淵沢町発注工事の入札については、測量・設計に関する入札を除く。)について、B1を除く旧小淵沢町に本店を置く業者(以下「町内業者」という。)、B1、旧小淵沢町以外の地域に本店を置く業者(以下「町外業者」という。)の、落札率、落札割合(落札価格を落札価格の合計により除したものを)を比較すると、別紙4の表に記載したとおりとなる。

(イ) 別紙4の表によれば、次の事実が認められる。すなわち、① 平成17年度に発注した工事の価格(予定価格ベース)が、年度途中であるにもかかわらず平成16年度の約1.4倍に増加している。② 全体の落札率が、75.4%から94.1%に急上昇している。③ B1を除く町内業者が落札した工事の落札割合が、48.9%から18.2%に低下するとともに落札価格総額も3分の2に減少し、落札率は4%弱低下した。すなわち、町内業者の落札した工事は平成16年度に比べて減っている。④ 町外業者が落札した工事の発注金額(予定価格ベース)はほぼ同じであるが、平成17年度の落札率は95.9%となり、平成16年度から30%以上上昇した。⑤ B1は、平成16年度は入札参加業者に指名されなかったのに、平成17年度は、入札参加業者に

指名されただけでなく、その落札割合が40.2%にもなるとともに、その落札率は96.6%であった。

(ウ) 旧小淵沢町では公共工事の設計価格、予定価格が開示されておらず(ただし、設計価格は、市販の積算ソフトウェアを利用すれば算出できる。)、原則として指名入札制度を採用しているから、入札指名業者が正常に競争入札すれば平均80%前後の落札率になるといわれている。

他方、談合は、落札予定者が、予定価格の開示を受け、予定価格の範囲内で自分の希望する落札価格を他の入札業者に提示し、その承認を得て当該価格で入札し、他の入札業者がすべてその金額を超える価格で入札することで成立する。そのため、落札率は、90%台後半となることが多い。

(エ) しかるに、別紙4の表によれば、平成17年度の平均落札率(落札価格の合計を予定価格の合計により除したもの)は、平成16年度に比して20%近く上昇して95%前後になっており、談合以外に上記落札率の上昇をもたらす合理的理由がないのであるから、平成17年度の旧小淵沢町の公共工事の一部に談合があったと推認できる。しかも、平成17年度は平成16年度と対比すると、B1及び町外業者の落札価格総額、落札割合及び落札率が異常に増加しており、上記平均落札率が急上昇した原因となっている。したがって、平成17年度になされたと推認される談合は、主としてB1及び町外業者の間でなされたものと推認できる。

ウ A1が旧小淵沢町長に就任するまでの旧小淵沢町における公共工事の実態

(ア) H1(以下「H1」という。)が旧小淵沢町長に就任する平成5年1月まで、16年間にわたり旧小淵沢町の町長に就任していたI1町長の時代においては、公共工事において談合が横行し、その落札率は軒並み100%近いものであり、しかもそのほとんどをB1が落札していた。その手法は、3回行われる入札においてすべての入札参加業者が予定価格より高い価格で入札し、最終的に予定価格とほぼ同額で随意契約をするという方法で落札していた。

B1は、選挙のたびにI1を強力に支援し、その見返りとして旧小淵沢町の公共工事の談合を取り仕切り、自らの利権としていた。I1とB1の間を取り持ち談合に実務的に協力していたのが、I1の甥で昭和60年から平成4年まで7年半の長期にわたり旧小淵沢町の建設課長の地位にあったA1であり、その下で長く係長をしていたのがJ1(以下「J1」という。)である。

(イ) H1は、談合が旧小淵沢町に多大な損害を与え、かつ町政腐敗の原因となっていることから、町長に就任後、直ちに、入札制度の改革に尽力した。その結果、平均落札率はすぐに90%近くまで下がり、さらに制度改革が浸透した平成15年度は83.1%(ただし、これは建設課担当工事だけの数字である。)、平成16年度は75.4%となるなど顕著な改善がなされた。なお、A1及びJ1は、H1が町長に就任していた間、公共工事の入札関係の仕事に一切関わることがなかった。

(ウ) B1は、H1の就任後しばらくの間は入札参加業者として指名されていたが、次に述べるようにB1の対応等に問題があったため、旧小淵沢町の職員によって入札指名業者から外された。すなわち、B1は、I1町長の任期が切れる寸前に、発注金額を下げて議会承認を不要とするために、橋の柱脚のひとつの工事をふたつに分けて発注させ、その下方部分を談合で落札し、上方部分も当然に談合で落札することを予定していた。H1は、このようなB1のやり方を認めず、上方の工事を落札する予定で外そうとしなかった足場(足場を外すことは、当然、予定工事に入っていた。)をB1に外させ、工事を完了させた。そして、B1が続きの工事であると主張して談合によってさらに上方の工事の落札をする可能性が高かったので、入札指名業者から外した。その後、道路を掘削して下水道管を布設し、半分埋めたところで、水道管をいれ、また埋め戻して舗装をし直すという一連の工事が、下水道工事と上水道工事に分割して発注されたことがあった。B1は下水道工事を落札したが、旧小淵沢町を困らせるため、下水道工事と関連して進める上水道工事を高額で入札して落札せず、他の業者もB1の妨害をおそれて入札しなかった(いまだにこの上水道工事はなされていない)。その他にも、B1は、税金等の滞納、行政に対するあからさまな敵対的な言動を続けたこと等から、旧小淵沢町の入札参加業者に指名されることはなかった(ただし、公民館建設については、住民の要望から入札参加業者に指名されたことがある。))。

(エ) 多選を辞退して立候補しなかったH1に代わり、平成17年1月28日、A1が無投票で旧小淵沢町長となった。なお旧小淵沢町は、北杜市と合併することになっていたから、A1は最初からそれまでの限定された任期しかなかった。

B1は、I1前々町長時代の再来を期して、A1を熱心に擁立、支持し、A1は、当選後、B1の期待に答えるべく年度替わりを待って平成17年4月1日にJ1を建設課長に登用した。

#### エ B1からA1及びJ1に対する入札参加業者の指示とその決定

前記のとおり、B1は、平成16年度までは入札参加業者に指名されていなかったが、A1が旧小淵沢町の町長に就任後の平成17年4月27日から同年11月10日までの入札のうち、合計30件の工事に入札参加業者として指名された。

そして、B1は、A1を介しあるいはA1の了解のもとでJ1に対し、旧小淵沢町が発注するほとんどの工事について、B1が談合に応じると見込んだ(あるいは既にその了解を得た)入札指名業者名を指示し、A1は、建設課以外も含めたすべての工事の「入札指名業者案」を事実上作成していたJ1に対し、B1の上記指示内容に従った「入札指名業者案」を作成させ、これを決裁し、決定した。

上記A1又はJ1による不正な入札参加業者の指名の存在を認める事実は、以下のとおりである。

(ア) まず、旧小淵沢町の平成16年及び平成17年度における公共工事の入札指名業者と落札業者を分析すると、別紙5の表のとおりとなる。

全体の特徴として、B1が、4業種すべてにおいて多数回(30回)指名され、かつ11回落札しているとともに、平成16年度の公共工事において入札参加業者に指名されていなかった町外業者が平成17年度においては多く指名され、かつ落札している。

4業種のうち土木・舗装、管、建築の3グループに分けると、以下のような特徴がある。

#### a 土木・舗装について

(a) 平成16年度の旧小淵沢町の土木・舗装工事において入札参加業者に指名されなかった有限会社K1(以下「K1」という。)、有限会社L1(以下「L1」という。)、M1株式会社(以下「M1」という。)、N1株式会社(以下「N1」という。)、O1株式会社(以下「O1」という。なお、上記5業者を「本件町外5業者」という。)、G1、E1、F1、C1といった町外業者が、平成17年度の入札参加業者に新たに指名され、土木工事についてはK1、L1、N1がそれぞれ1回、O1は2回、舗装工事についてはF1、G1、E1、D1、C1はそれぞれ複数回、M1は建築工事を1回、それぞれ落札している。すなわち、これらの町外業者は、入札参加業者に指名され、少なくともある業種で1回は落札させてもらえることを前提に、落札予定以外の工事においてB1に指示された入札価格による入札をしたことが窺われる。

また、K1は、B1から多くの工事を非常に低廉な金額で請け負う一方、B1にとって有利な条件で工事をB1に下請させており、B1によって支配されるような関係にある。K1は、平成16年12月7日、建設業法28条3項(贈賄)によって、同年12月17日から平成17年3月16日までの間営業停止処分を受けているのに、旧小淵沢町は、その間になされたK1の入札参加申請を受け付け、処分期間終了後直ちに同年4月27日の第1回目の土木工事の入札参加業者に指名している。このような措置は通常の行政運営からは著しく逸脱しており、B1の強力な指示がない限り不可能である。

(b) 加えて、舗装については、さらに以下のような特徴がある。

すなわち、同年6月8日及び17日に行われた5回にわたる舗装工事の入札をみると、入札指名業者が、G1、E1、D1、C1、F1及びB1の6社に固定され、B1を除く5社がいずれも1回ずつ、91%以上という高率の落札率で落札している。しかも舗装はその後、上記6社を中心にして入札参加業者の指名が行われ、すべての工事を、上記6社が独占し、高率の落札率で落札している。

また、上記6社のうち、B1は、平成15年度、16年度の舗装工事の実績が全くなく、G1もごくわずかである。そのためB1は、山梨県の有資格業者とはされていなかった。B1は、受注した土木工事の中の舗装工事があるのでこれを下請(上請け)に出すことで経営審査事項の「総合評定値」を取得しているだけである。

さらに、平成16年度のみならず平成17年度においても入札指名業者であったD1の平成16年度の入札金額を合計すると5524万円になって予定価格の98.2%であるのに対し、例えば、D1と同様町外業者ではあるが山梨県内に本店を持つ業者である株式会社P1の入札金額の合計は、4600万円と予定価格の81.8%であることに照らせば、公正な競争をしようとする株式会社P1を外してD1を残す合理的理由は考えられない。

しかも、B1を除く補助参加人5社は、いずれも旧小淵沢町から遠隔地に所在し、工

事施工に難点がある。

加えて、平成16年度まで旧小淵沢町が発注する舗装工事の入札参加業者に指名され、その約半数を落札したQ1株式会社(以下「Q1」という。)の代表取締役であるR1(以下「R1」という。)の証言によれば、以下の事実が認められる。すなわち、R1は、平成17年3月頃、平成17年度に旧小淵沢町が発注する舗装工事においても引き続き入札参加業者に指名してもらおうとA1のところに行ったが、A1から「小淵沢の人は富士見の業者にはお世話になっていない。」と言われて相手にされず、その場でB1の名前を出されたので、同年4月21日頃、B1を訪問した。S1(以下「S1」という。)は、その場で、舗装の入札参加業者としてD1、G1、C1、F1が決まっており、R1を指名に加えるか否かはあとで連絡する旨述べたが、その1週間後、S1は、R1に対して「E1さんをいれる。」と連絡してきたという事実が認められる。上記R1証言は、B1及びその他の被告補助参加人5社が順次入札参加業者に指名され、すべての舗装工事を落札した事実と符合している。また、後述するJ1が作成した「有資格建設業者格付け表」(甲36)には、B1を除く被告補助参加人5社の名前の横に、わざわざ印が付けられていることとも符合する。さらに、D1、G1、C1、F1は高率で舗装工事の入札・落札をする仲間であることも認められる。

#### b 建築について

3回の公共工事を落札した業者は、M1、B1、株式会社T1の3社である。B1は、3回とも入札参加業者に指名され、そのうち別紙2平成17年度落札結果表番号17、43の工事(以下、それぞれ「本件工事17」、「本件工事43」という。以下、別紙2平成17年度落札結果表における各工事は、上記例による。)について入札資格がないにもかかわらず指名されている。

#### c 管について

「大東豊第三配水池築造工事」を除く管工事については、管の入札資格のないB1が4件について入札参加業者に指名され、うち3件を落札している。

#### d 大東豊第三配水池築造工事について

入札に指名された共同企業体の代表者(出資割合の大きな業者)である、U1、V1、W1、Z1、A2、B2は、6社がすべて同じ事件で談合による審判を受けている。また、B1に加え、本件町外5業者のうちO1、N1、L1、M1及びG1が指名されていることがわかる。

#### (イ) A1改革の不合理性

a A1は、H1前町長時代には入札参加業者の決定過程に不備が多くその場その場でH1前町長が恣意的に進めていたから全体を見直す必要があるとして、町長就任後、入札参加業者をしっかりと作るように、担当課、関係各課に指示をし、そのため課長会議で平成17年3月まで入札を実行しないことを決めた。そして、A1は、① 選定要項7条により長野県の業者は指名できないとの解釈に加え「地産地消」の政治公約から、長野県の業者を入札参加業者の指名から外させ、② 毎年見直すべき入札参加業者の格付がその後見直されていなかったのも、北杜市と同じ「平成17年度基準表」に改めさせ、③ 入札参加業者数についての決まりがなかったので、山梨県の基準を準用することとし、これらをふまえた入札参加業者の格付の作成をJ1に指示した。これを受けたJ1は、同年4月4日(月)に、J1作成文書(甲36「有資格建設業者格付け表」(以下、この表を「本件格付表」という。))を含む。)を作成した。そして、A1は、本件格付表に載っている人たちを基準に入札参加業者を選定するよう各課に指示をしたと主張する。

b しかしながら、A1が主張する上記各改革は、後述のとおり、何ら談合防止の効果をもたらすものではなく、むしろ低価格で受注した実績のある長野県の業者を指名から外したり、複数の立場の者の批判、監視が行われなまま不適正な業者を本件格付表で固定化したりすることは、談合を助長するものである。

#### (a) ①(長野県の業者を入札参加業者の指名から除外)について

選定要綱3条2項は、山梨県以外に本店がある業者の入札参加資格申請手続を定めており、実際に県外の業者は、これらの手続を履践して入札参加資格を得ている。にもかかわらず、選定要綱7条4号の「当該工事に対する地理的条件」との文言を実際の「地理的条件」には関係なく、県内業者であればいいが、県外業者は指名できないと解釈しているが、このような解釈は不合理である。現に、実際の地理的条件を検討してみると、C1、D1、E1、F1、G1こそ、「当該工事に対する地理的条件」からすれば指名されるべきではないことが明らかである。

次に、「地産地消」についても、実際に地元である旧小淵沢町民が潤い、かつ税金等として旧小淵沢町に還元されるのであれば、そういう政策もないわけではない。しかしながら、別紙5の表によれば、実際には、B1を除く町内業者が落札した工事の落札割合が48.9%から

18. 2%に低下するとともに落札価格総額も3分の2に減少し、落札率も4%弱低下しており、B1を除く町内業者の落札工事が減少している一方で、町外業者が落札した工事の発注金額(予定価格ベース)は前年度とほぼ同じであるのに落札率が95.9%となり30%以上上昇している。また、零細な町内業者であるC2及びD2は、平成16年度までは入札参加業者に指名されていたが、平成17年度においては、A1及びJ1が全く虚偽の理由を事後的に作り上げて入札指名業者から外されている。かかる事実から言えることは、旧小淵沢町民の税金から多額の無駄な工事代金が流出し、B1以外の町内業者の収入が大きく落ち込む一方で、町外業者が法外な利得をしているということである。しかも、別紙2平成17年度落札結果表によれば、前年度は指名されなかったB1が平成17年度に落札した工事の落札割合は40.2%、その落札率は96.6%であるところ、B1は赤字業者であり、固定資産税の滞納の常習者でもあるから、旧小淵沢町には法人所得税や固定資産税等の納税による収入がない。

このように、A1が主張する「地産地消」との考え方は、B1とその仲間の町外業者による旧小淵沢町の財産の強奪と零細な町内業者への加害行為の手助けであって、許し難いものである。

(b) ②(平成17年度基準表の導入)について

「平成16年度基準表」と「平成17年度基準表」を比較すると、確かに山梨県の基準は変化しているのにその変化が「平成16年度基準表」には反映されていないので、「改訂」が行われていなかった事実は認められるが、J1自身、それまでの旧小淵沢町の基準である「平成16年度基準表」に特段の不都合はなかったものの、北杜市との合併を控えていたために改めたと証言しており、これからすれば、何の改革もない。

(c) ③(入札参加業者数の基準制定)について

A1は、山梨県の基準を準用することにしたと主張するが、実際にそのような規定を設けたわけではない。むしろ、平成17年度の入札参加業者数は平成16年度と比較して減少しており、実態は「改悪」である。

(d) 本件格付表について

本件格付表においては、入札参加候補業者を事実上選別する手続が曖昧であったため、誰がやっても同じ結果になるように、これを「改革」するために作成したことになる。

しかしながら、本件格付表は、以下のとおり、その内容にも、その作成手続にも、多くの疑問がある。

まず、入札参加候補業者を事実上選別して入札参加業者を固定するのであれば、その選定は、業者の能力、実績等を十分に見極め、作成手順を選定要綱に規定するなどして公正に行う必要がある。しかしながら、J1は、旧小淵沢町への入札参加申請に基づくこともなく、また、それまでの実績等も考慮することもなく、パーソナルコンピューターを使用して山梨県のそれぞれのランク表を出し、その中からJ1が知っている会社や営業に来ている会社等を基準に選定したというのである。しかも、J1の前任のE2前建設課長(以下「E2」という。)も年度初めに「格付け表」を作成して総務課長に渡していたのに、本件格付表の中にはE2が知らない業者が多く入っている。

また、A1は、「『しっかり作るように、担当課、関係各課に指示をし』、そのため課長会議で3月まで入札を実行しないことを決めた」、平成17年4月4日のJ1作成文書の決裁以降「その名簿に載っている人たちを基準に業者選定をするように各課に指示をした」と主張する。しかしながら、同年3月末日まで指示をしたのであれば、その対象は主としてE2建設課長であるはずなのに、同氏はそのような指示を全く受けていない。そして実際にA1が指示をした相手は、同年4月1日(金)に建設課長に就任したJ1であり、しかもJ1は、就業日の同月4日(月)に本件格付表を作成したとしている。かかる事実によれば、A1は、腹心のJ1が建設課長に就任するのを待って、即座に本件格付表を作成させたということが推認できる。さらに、A1は、「名簿に載っている人たちを基準に業者選定をするように各課に指示をした」というが、同年4月以降に公共工事を発注した現業課である、教育委員会教育課長のF2、産業課長のG2、環境福祉課長のH2は、誰も本件格付表のことを見たことも聞いたこともなかった。加えて、2、3月は、A1があえて指示をしなくても、工期の関係で公共工事の発注はよほど急ぐもの以外はしない。

しかも、土木・舗装では、町外5業者や補助参加人5社が8回から十数回指名されているのに対し、本件格付表に記載されているのに1回も指名されていない町外業者が十数社もあり、管では本件格付表には1社しか記載されておらず、そのA3も本件工事77について平成

17年基準表によれば入札参加資格がない。建築も本件格付表と実際に指名された業者が異なっている。したがって、本件格付表は、各入札工事ごとの入札参加業者の資格を規律する役割を果たしていなかったといえる。加えて、本件格付表にある「得点」と題する数値は、原告が把握する経営審査事項の「総合評定値」や、平成17年度の山梨県の「総合数値」とも全く符合しない。

#### オ A1による工事価格の漏えいについて

旧小淵沢町では、「入札指名業者案」の作成時までに設計価格(単価, 金額)が記載された設計書(以下「金入り設計書」という。)が作成されると、すぐに所管課長が封筒に入れて封印し、それを出納室の金庫に保管することになっていた。平成16年度の建設課長であったE2は、建設課が所管する公共工事の設計価格は知っていたものの、建設課以外が所管する工事の発注については全く関与していなかったため、建設課が所管する工事以外はその内容は知らなかった。そして、H1は金入り設計書を全く見ることなく、入札の直前になって初めて金入り設計書の設計価格を見て、工事の難易、規模等を考慮し、その場で予定価格を決定していた。

これに対し、平成17年度においては、J1が、建設課のみならず他の課が所管する工事の発注にも関与していたので、すべての工事について金入り設計書に記載された設計価格を把握できる立場にあった。したがって、仮にA1が金入り設計書を見ていなかったとしても、J1は、A1に公共工事の設計価格を伝えることが容易にできた。そして、設計価格を知ったA1は、この時点で予定価格を決定し、これをB1に漏えいすることが可能であった。

#### カ 各工事ごとの検討

原告が談合であると主張する各工事について、その入札指名業者の組合せ、入札価格、落札価格、これらと設計価格、予定価格の関係等について、検討する。

##### (ア) 土木工事について

平成16年度の土木工事のうち4件は、町外業者が入札参加業者として指名されているが、そのうち落札したのは2件だけであり、落札率は有限会社I2が落札した工事が63.3%、株式会社P1が落札した工事が76.5%である。その他は、町内業者が落札しており、全体の落札率は86.6%であって、大旨、公正な競争入札が行われたものと考えられる。これに対し、平成17年度は、本件町外5業者及び参加人5社が入札指名業者となり、落札率は、N1が96.5%、L1が97.6%、O1が95.2%、95.9%、K1が94.5%であり、B1は、4件落札し、本件工事35を除いた本件工事3、36及び60の平均落札率は、96.8%であった。他方、町内業者の平均落札率は、85.7%であり、平成16年度より、若干下落している。

なお、B1が落札した工事のみならず、本件町外5業者が落札した5件の工事も談合によるものであるが、原告らは、これを本訴の対象としない。

##### a 本件工事3(土木)について

この工事は、内容が下水道工事であるから分割できるのに、あえてわずかに3000万円を超える工事(A, Bランク)とした結果(証人H1)、B1以外の町内業者が排除され、本件町外5業者全社(K1, L1, M1, N1, O1)とG1が入札参加業者に指名された。

B1は、この工事を落札率98.3%で落札し、他方、B1以外の指名業者はすべて予定価格を超える価格で入札している。

これらの事実から、本件工事3について、B1の指示により入札指名業者が決定され、かつ入札に参加した全社の談合でB1が落札したこと、さらに予定価格が漏えいされたといえる。

##### b 本件工事36(土木)について

B1が落札した本件工事35の落札率が72.26%であることと対比すると、本件工事36の落札率は、96.99%もの高率であること、他の入札参加業者は、本件町外5業者及び山梨県内の大手の業者である株式会社J2(以下「J2」という。)であることからすると、談合したものと推認できる。

##### (イ) 管工事について

水道工事は、本件工事76を除けば、工事価格は比較的低額であり、平成16年は以前から入札指名業者として入札・落札の実績がある町外業者の株式会社K2(以下「K2」という。)を除けば、すべて町内業者が入札・落札をし、その平均落札率は87.1%である。これに対し、平成17年度のB1の平均落札率は、97.5%、B1を除くその他の業者の平均落札率は、88.4%である。



a 本件工事6(管)について

B1が落札率96.7%で落札している。他方、他の入札業者であるL2及びM2(いずれも町内業者)は、予定価格の3割以上の高額で入札しており、本件工事5における入札価格と比較すると異常な入札をしている。両社は、零細な管業者であり、B1の恫喝に屈するとともに後日の落札を期待して、談合に応じたものと推認される。また、指名業者も4社である。さらに、この工事は管工事であるから、B1には入札参加資格がなく、仮にこれが土木工事であったとしてもBランクのB1には入札参加資格がない。

b 本件工事19について

B1の落札率は94.3%と高率である。また、B1、有限会社N2(以下「N2」という。)、O1は、いずれも管の資格がなく、本件町外5業者の一つであるN1も、資格基準を満たしていない。

c 本件工事50について

B1の落札率は、95.6%と高率である。また、B1は、管の資格がない。

(ウ) 舗装工事(本件工事10, 11, 12, 13, 18, 38, 39, 54, 55, 64, 68, 79及び80)について

a 平成16年度の舗装工事の入札指名業者は町外業者であるQ1, O2土木株式会社(以下「O2」という。), 株式会社P2南諏支店(以下「P2南諏訪支店」という。), Q2株式会社, 株式会社P1, D1株式会社, R2株式会社, 株式会社S2(以下「S2」という。)及び株式会社T2に固定され(途中から1社が入札を辞退している。), 山梨県外の業者であるQ1及びP2南諏支店が、激しく競争してそれぞれ落札した結果、その平均落札率は56.7%であった。

一方、平成17年度は、入札指名業者がD1を除いてすべて入れ替わり(ただし、O2及びS2は、1回だけ入札に参加している。), 町外業者である被告補助参加人5社及びB1が入札指名業者となり、しかも落札したのは、被告補助参加人5社及びB1だけであった。その落札率は、G1が95.6%, 94.3%。(ママ), E1が91.6%, 95.2%, D1が93.7%, 93.4%, 93.4%, C1が95.5%, F1が95.7%, 93.7%, B1が98.1%, 95.1%であり、平均落札率は、94.9%と急上昇している。このような各入札参加業者の入札金額、落札金額からして競争が行われたといえるケースは皆無であること、両年度の舗装工事にかかるデータの統計上の分析からも平成17年度は、業者間に全く競争がなかったことが認められる。

b また、前記のとおり、このような入札指名業者を変更する合理的な理由もない。

c なお、平成17年度の一部の舗装工事における入札指名業者のうち、O1, N1, K1は、本件町外5業者であり、平成16年度の入札指名業者であった大手の町外業者であるO2, S2は、B1とのおつきあいから入札事務を実行したものと解され、大手業者は、ここでB1に協力すれば、別の機会にいわゆる見返りを期待できると考えたものと推測される。

また、町内業者であるU2有限会社(以下「U2」という。), V2は、B1に他の工事での落札や下請をさせてもらうために談合に参加したものである。さらに、町内業者である有限会社W2(以下「W2」という。)は、平成16年度は、小規模土木工事の入札参加業者として指名を受け、何度か落札をしていたが、A1町長の選挙を応援しなかったため、平成17年度は8月まで一度も入札参加業者として指名されなかったのでやむを得ずB1に屈してその指示どおりに入札をしたものと推測される。

(エ) 建築工事について

平成16年度の建築工事は、町内業者が指名競争入札をした比較的低額の工事と、町外業者が指名競争入札をした高額の仕事に区分されるが、後者についても公正な競争が確保された結果、町外業者であるO2が落札率65.0%で落札している。これに対し、平成17年度は、3件の高額仕事のすべてにB1が入札指名業者として加わった結果、本件工事43を自ら98.0%の落札率で落札し、町外業者であるM1が本件工事17を落札率96.5%で、株式会社T1が本件工事45を落札率99.0%で落札している。なお、M1は、本件町外5業者の一つであり、B1とともに土木・舗装においても多数入札参加業者に指名され、M1が参加した各入札工事の落札率がいずれも高率であることは前記のとおりである。

原告は、上記3件の工事がいずれも談合により落札されたものと考えが、本訴においては、B1が落札した本件工事43についてのみを請求の対象とする。そして、本件工事43についてみると、落札者であるB1以外の入札参加業者は、予定価格を超える高額で入札している。

(オ) 本件工事76(大東豊第三配水池築造工事)について

a 「大東豊第三配水池築造工事」は、① 共同企業体による理由がないのにB1が高額の工事代金からいわゆるピンハネをするために、② B1が入札に参加する共同企業体の構成の指示・決定をし、③ A1が予定価格を漏えいし、④ 最初から工期が守られないことは明らかに無理やりA1在任中に入札、落札をさせたものである。

b まず、本件工事76の設計価格は、2億2824万円、予定価格は、2億1900万円であるが、各特定建設工事共同企業体(以下、特定建設工事共同企業体を「JV」という。)が提出した見積書の工事価格及び入札価格は別紙6のとおりであった。別紙6の表によれば、すべてのJVの見積書記載の工事価格が予定価格を上回り、B1及びU1によるJV(以下「S1・U1JV」という。)を除いては設計価格をも上回っていたが、入札に際してS1・U1JVだけが工事価格を減額して入札し、ただ1社、予定価格内に収まっている。このような高額の仕事であるにもかかわらず、S1・U1JVを除くすべてのJVの入札価格が設計価格を超えていたことに照らすと、S1・U1JV以外のJVは落札する意思がなかったと理解するほかない。また、上記のようなS1・U1JVと他のJVの入札価格の動きをみると、当初、設計価格が予定価格と誤って漏えいされたところ入札直前に正確な予定価格が分かったためB1があわてて予定価格以下で入札したと推認できる。したがって、③A1が設計価格、予定価格を漏えいしたと推認できる。

c また、本件工事76に関してB1が担当した作業はわずかである上、B1は常駐させなければならない専任技術者を約5分の1しか配置していないこと、下請業者とはすべてU1が契約を締結していることが判明したが、これらの事実を照らせば、①③が認められる。

d さらに、貯水槽の工事を担当するU1、V1、W1、Z1、A2、B2の6社がすべて同じ事件で談合による審判を受けており、かねてから談合を行う関係であったといえる。また、O1、N1、L1、G1、M1は、いずれもB1が第1回目に談合を行った本件工事3の入札指名業者から、K1を除いたメンバーである。これらの事実からすれば、②も認められる。

e そして、この工事の当初の工期は平成18年3月7日までとされていたが、S1・U1JVは契約直後からその工期を守る意思はなく、工事の完成は同年7月10日頃になったこと、A1とJ1はこのことを知りながら、同年2月28日の旧小淵沢町議会で、虚偽の説明をし、同年3月30日まで工期を延長するという議決を得たこと、合併後の北杜市では、議会の議決が必要ないので、何ら問題視されることなく同年7月10日に延期されてしまったこと、本件工事76の下請契約が、同年1月初めに、最終工期を同年6月末として締結されていること、現場日誌では特段の支障なく工事が進行しており、「凍結」の影響もなく、予定どおりに工事が進行していたこと等の事実が認められ、かかる事実からすれば、④も認められる。

(被告及び被告補助参加人らの主張)

談合があったとの原告の主張は、争う。

(A1の主張)

ア 平成17年度に旧小淵沢町が発注した公共工事の入札に際し、長野県の業者を入札指名業者から外した理由は、H1が町長であった時代には旧小淵沢町の業者が他の自治体の指名業者となることがほとんどなく不均衡な状態であったことから、旧小淵沢町の活性化のため、いわゆる地産地消の考えによるものである。

また、工事価格は、別紙7公共土木工事費の積算体系のとおり、工事の施工に直接必要な経費の算定については必要な労力、資材、機械の数量等について工事の実態調査により標準的な値を決定し、この価格に機械等の運搬等施工に必要な経費や社員の給与、労務者の交通費等の間接経費等の管理費を加える等して計算しているので、定型的に求めうるものである。したがって、公共工事の設計価格は、設計図書に基づき市販の積算ソフトを利用すればほぼ100%に近い価格を算定することができる。むしろ、上記計算は極めて厳密に算定されるため、設計価格の80%を下回った金額では工事に当たり管理費等を捻出することは難しく、当該工事によって利益を上げることは困難であると一般的に言われている。原告らは、H1が町長であった時代に平均落札率56.7%で落札していた長野県の業者を指名しなかったことを指摘し談合を推認する根拠としている。しかしながら、このような価格による入札は、利益を度外視したいわゆるダンピングに当たり、このような受注が横行した場合、建設業の健全な経営を保つことはできず、結果的に倒産、破産等社会不安を招くこととなりかねない。そこで、A1はいわゆるダンピングをしていた上記長野県の業者を指名から外したのである。したがって、このことをもって談合を推認する一つの根拠とすることはできない。

イ また、B1は、旧小淵沢町では最大手の業者でありながら、H1前町長の在任期間の12年間、旧小淵沢町のほとんどの工事に関して入札参加業者に指名されない状況にあった。仮に不正行為があったとしてもこのような処置は一般的観点からして異常なものであり、正常な状態に戻すためにB1を入札指名業者として復活させた。

(B1, C1, D1, E1, F1及びG1の主張)

ア 普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実情からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得ることであるから、単なる入札率の高率化傾向と入札価格が予定価格以下で近接していることだけで談合があったはずと根拠付けることには何ら合理性がない。

イ また、H1前町長時代の入札率が低いと言っても、いわゆるダンピングをする業者による入札率が低いから統計的に全体の入札率が低いのである。

(2) 争点(2)(A1の責任)

(原告らの主張)

B1は、平成17年度の途中までの工事のほとんどを予定価格を超えた金額で入札する一方、落札者を除く他の入札指名業者にさらにそれより高い価格での入札を指示していること、町内業者が落札した工事は落札率が低めであるから町内業者には予定価格が漏えいされていないと思われるのに対し、被告補助参加人らの落札率が高いこと、平成16年度と比べて平成17年度の舗装工事における入札価格における企業間のばらつきが非常に小さいことからすれば平成17年度の入札は競争状態にないといえること、H1は、様々な要素から判断するとある範囲の工事に漏えいがあったと考えていること等からすれば、平成17年度に旧小淵沢町が発注した工事の相当数において、設計価格、予定価格の漏えいがあったといえる。

また、旧小淵沢町では、「入札指名業者案」の作成時までに金入り設計書が作成されると、すぐに所管課長が封筒に入れ封印をしたものを出納室の金庫に保管することになっていた。平成16年度の建設課長であったE2は、建設課が所管する公共工事の設計価格を知っていたものの、建設課以外が所管する工事の発注については全く関与していなかったため、建設課が所管する工事以外はその内容を知らなかった。そして、H1は金入り設計書を全く見ることなく、入札の直前になって初めて金入れ設計書の設計価格を見て、工事の難易、規模等を考慮し、その場で予定価格を決定していた。これに対し、平成17年度においては、J1が、建設課のみならず他の課が所管する工事の発注にも関与していたので、すべての工事について金入り設計書に記載された設計価格を把握できる立場にあり、仮にA1が金入り設計書を見ていなかったとしても、J1は、A1に公共工事の設計価格を伝えることが容易にできた。そして、設計価格を知ったA1は、この時点で予定価格を決定し、これをB1に漏えいすることが可能であった。

したがって、平成17年度に旧小淵沢町が発注した工事の相当数において、設計価格、予定価格の漏えいがあったといえる。もっとも、設計価格は積算ソフトから近似的に算定でき予定価格もある程度推定できることや「大東豊第三配水池築造工事」(本件工事76)以外は漏えいされた工事の範囲、漏えいの時期、態様等が特定しづらいこと等から、本訴におけるA1に対する損害賠償請求に関しては、「大東豊第三配水池築造工事」(本件工事76)について設計価格又は予定価格を漏えいした事実のみを不法行為として主張する。

(被告及び被告補助参加人らの主張)

原告の上記主張は、否認する。

(3) 争点(3)(旧小淵沢町の損害)について

(原告らの主張)

B1及びB1を除く被告補助参加人ら5社による本件談合並びにA1による設計価格又は予定価格の漏えい行為により、旧小淵沢町は、公正な競争によって形成されたであろう落札価格と現実の落札価格との差額相当額の損害(別紙3損害一覧表の損害額欄記載の損害額)を被った。なお、上記公正な競争によって形成されたであろう落札価格を計算するに当たっては、おおむね公正な競争が行われていると認められる平成16年度の平均落札率(なお、B1が落札した工事のうち舗装工事を除く工事については、平成16年度の舗装工事を除いた他の工事の平均落札率)を採用すべきである。そうすると、旧小淵沢町の被った損害額は、B1が落札した工事のうち舗装工事を除く工事については、B1の各工事の予定価格に当該工事の落札率から上記平成16年度の舗装工事を除いた他の工事の平均落札率を控除した割合を乗じた額に、舗装

工事については、各工事の予定価格に当該工事の落札率から上記平成16年度の舗装工事の平均落札率を控除した割合を乗じた額に、それぞれ消費税相当分を加算して算出された額となり、具体的には、別紙3損害一覧表の損害額欄記載のとおりとなる。

また、被告補助参加人らの談合行為は、不法行為であるから、原告が訴訟を遂行するために必要な弁護士費用として、上記損害額に10%を上乗せして請求すべきである。

(被告及び被告補助参加人らの主張)

原告の上記主張は、争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)(談合の有無)について

前記前提となる事実に加え、証拠(甲6, 14ないし17, 32の1及び2, 甲35, 36, 乙3, 丙1, 証人H1, 証人A1, 証人J1, 証人R1, 証人S1)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成17年度旧小淵沢町発注工事の入札に至るまでの経緯

#### ア B1の概要

B1は、昭和39年に設立された株式会社であり、従業員数は二十数名、平成18年3月決算期の売上げが約5億2000万円、平成17年度の入札参加資格は、土木B, 水道(管)B, 建築C, 舗装Bのランクにある旧小淵沢町内に本店を有する業者の中では一番の建設業者であるとともに唯一の山梨県建設業協会の正会員である(甲15ないし17, 丙1, 弁論の全趣旨)。

#### イ 旧小淵沢町発注の公共工事における入札制度等の推移

(ア) 平成5年1月まで

平成5年1月まで16年間にわたり旧小淵沢町長であったI1前々町長の時代には、旧小淵沢町の公共工事の多くは、3回まで行われる入札においてすべての入札参加業者が予定価格より高い価格で入札し、最終的にB1が予定価格とほぼ同額で随意契約をするという方法で落札されており、各年度の建設課及び水道課に係る公共工事の平均請負率(落札額を予定価格で除したものは)99.3ないし99.9%近くを推移していた。そして、I1前々町長の時代、B1は、昭和58年度の建設関係の公共工事においてその93.4%を受注するなど、旧小淵沢町の公共工事をほぼ独占していた(甲14, 証人A1, 証人S1)。

A1は、I1前々町長の甥に当たり、昭和60年4月1日から平成4年9月30日まで建設課長であった。J1は、昭和51年4月1日から平成5年3月31日まで建設課に勤務し、係長をしていた(証人J1, 弁論の全趣旨)。

H1は、このような旧小淵沢町の公共工事における入札制度の在り方や落札状況、さらには数ある町内業者の中でB11社が独占しているといった状況は不公平感を生じさせ問題があると主張し、旧小淵沢町議会議員として町議会等において上記問題をI1前々町長に対して追及する等していた(甲28)。しかし、旧小淵沢町において上記問題が改善されないため、H1は、町長選挙に立候補した。これに対し、S1は、H1の町長選挙への立候補を反対し、対立候補を支援していた(甲14, 32, 証人S1)。

(イ) 平成5年1月から平成17年1月まで

a H1は、2度の落選の後、3度目の立候補において当選し、平成5年1月、旧小淵沢町の町長に就任した。H1は、旧小淵沢町の入札制度の改革に着手するとともに、公務の傍ら山梨学院大学夜間大学院において「公共工事発注における入札・契約制度の課題と展望」と題する修士論文を作成するなど談合防止を自らの政治理念としていた。旧小淵沢町の入札制度改革の内容は、全国的に先駆けた改革として新聞等の報道機関により報道された(甲14)。このようなH1の政治理念の下で、旧小淵沢町は、談合を防止するため、様々な試みを行った。旧小淵沢町が行った入札制度改革の主な内容は、以下のとおりである。

(a) 入札参加回数の限定

改革前は、最初の入札を含め3回まで入札を繰り返し、落札者が出ない場合は、最低価格をつけた業者と話し合い、予定価格内で随意契約を結んでいた。その結果、平成2年度から平成4年度までの間で、建設課発注工事全体のうち毎年36%ないし38%の工事が随意契約によるものであった(甲14)。これでは、業者側は談合によって入札を不調に終わらせ、予定価格近辺で協議による随意契約に持ち込むことも可能であった。

そこで、予定価格を下回る入札がない場合、旧小淵沢町で再度積算を精査して予定価格の妥当性を確認し、当初の予定価格が妥当であると判断した場合には、入札参加業者を

すべて入れ替えて再入札する方法に改めた。これは、同じメンバーによる入札が1回しかできないければ、正確な予定価格を把握していない限り予定価格に近い落札は難しいことから談合防止に効果があるとの考えによるものであった(甲14)。

(b) 入札指名業者数の増加

改革前は町内建設会社の5社程度を指名していたが、業者同士の事前の話し合いを封じ競争性を高めるため、8ないし12社程度に増やし、周辺地方公共団体のほか長野県の建設会社も指名することとした。

(c) 追加指名

現場説明会の席上で、町があとで指名業者を2ないし3社追加することを通告し、競争性の向上と談合の抑制を狙った。

(d) 見積書の提出

入札に対する参加者の意欲を見るために、入札時の見積書の提出を義務づけることとした。予定価格を超えていたり、意欲がないと判断した場合は、入札会場で注意を与え、入札辞退を促すこともあり、何度このような注意をしても予定価格を5割も超える見積りを出し続けた業者はあえて指名しないこともあった。

b 入札制度改革の結果

このように旧小淵沢町が入札制度改革した結果、平成5年度から旧小淵沢町の公共工事の平均落札率は、別紙8のとおり減少し始め、別紙4のとおり、平成16年度の平均落札率は、75.43%となった。

c 他方、A1とJ1は、H1が旧小淵沢町長であった時代、公共工事の入札関係の仕事に関わることはなかった。

また、B1も、H1が旧小淵沢町長であった平成5年1月から平成17年1月までの間、平成5年度の公共工事において1、2回入札参加業者に指名されたことを除けば、旧小淵沢町の公共工事の入札参加業者に指名されなかった。

(ウ) 平成17年1月以降

a H1は、4選目に立候補しなかったため、B1の支援を受けたA1が、平成17年1月28日、無投票で旧小淵沢町長となった。

A1は、町長に就任後、同年3月まで公共工事の入札を実施しないことを課長会議において決定した(丙1)。

b 平成17年度における入札参加基準の変更等

A1は、同年4月1日、J1を建設課長に任用した。

A1の指示のもと、J1は、同月4日、平成17年度における入札執行時の入札参加基準につき、基本的には、北杜市の基準に準拠することや入札参加基準の総合数値は山梨県土木部が発表した平成17年4月1日現在の経営審査における総合数値によることなどを決め、総務課長、助役、町長の決裁を仰ぎ、それぞれの決裁を得た(丙1、証人J1)。

平成17年度における旧小淵沢町発注の公共工事入札参加資格基準について旧小淵沢町が改めた事項は次のとおりである。

(a) 入札参加資格基準を北杜市の基準と統合

旧小淵沢町では、平成16年度までは、土木一式、建築一式、電気、水道・管、舗装の5業種について、工事予定価格の額に応じてAないしDまでの等級(ランク)をつけて格付を行うとともに、入札参加業者についてもAないしDまでのいずれかの等級(ランク)に格付し、上記各等級に対応した請負金額の範囲内で指名選定を行うことを基本としていた。そして、上記等級(ランク)に応じた工事予定価格の額及び入札参加業者の経営事項審査の数値は、旧小淵沢町独自の数値により作成されていた(乙2)。これに対し、平成17年度においては、北杜市との合併が決まったため、北杜市に合わせて「水道・管」を「管」と改めるとともに、上記格付における各等級(ランク)の工事予定価格の額や経営事項審査の数値についても、北杜市の基準に沿う数値を採用した。そして、上記入札基準の総合数値については、山梨県土木部が発表した平成17年4月1日時点の経営事項審査における「総合評定値」に基づくこととした(丙1、証人J1)。

(b) 入札指名業者数の基準化

平成16年度までは入札指名業者数について明確な基準を定める規定等が存在しなかったため、山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱(乙3)に従うこととした。その結果、指名選定業者数は、原則として以下のとおりとなった(丙1。ただし、JVによる工事等の場合はこ

の限りではない。)

請負額が1,000万円未満の場合	5人
請負額が1,000万円以上5,000万円未満の場合	6人
請負額が5,000万円以上1億円未満の場合	8人
請負額が1億円以上の場合	10人

(c) 本体格付表の作成

また、A1は、J1に対し、入札参加業者の格付表の作成を指示した。これを受けて、J1は、旧小淵沢町に対してどのような会社が入札参加資格審査申請を行っているかを全く考慮せず、パーソナルコンピューターにある山梨県土木部が作成した建築業者の格付表の中から営業に来て名刺箱に名刺が入っていた業者やJ1が知っている業者等を本体格付表に記載する建設業者として選出した。その後、J1は、上記選出した建設業者の入札参加資格審査申請の有無を確認し、本体格付表(甲36)を作成した(証人A1、証人J1)。

ウ Q1の代表取締役であるR1は、Q1が平成16年度まで旧小淵沢町発注の舗装工事における入札参加業者に指名され、その約半数を落札していたところ、平成17年1月に旧小淵沢町長がH1からA1に替わったため、同年3月頃、旧小淵沢町発注工事の入札参加業者に引き続き指名してもらえよう依頼するためにA1の下へ赴いた。しかし、R1は、A1から「小淵沢の人は富士見の業者にはお世話になっていない。」と言われて相手にされず、その場でB1とはどのような関係にあるかと問われた。そこで、R1は、B1に依頼すれば入札参加業者に指名される可能性があるかもしれないと考え、同年4月21日頃、B1の事務所へ赴き、S1に対し、旧小淵沢町の舗装工事の入札参加業者に平成17年度においても引き続き指名してもらえないかと依頼した。これに対し、S1は、その場で、舗装の入札参加業者としてD1、G1、C1、F1が決まっていると述べたため、R1は、Q1も仲間に入れてもらえよう依頼したが、S1は、R1を指名に加えるか否かはあとで連絡する旨述べた。しかし、その1週間後、S1は、R1に対して「R1君の代わりにE1さんをいれる。」と連絡した(証人R1)。なお、S1は、上記R1証言における舗装の入札参加業者は決まっているとの発言を否定するような供述をする。しかしながら、上記R1の証言内容は、本件訴訟提起時から一貫性があるとともに、R1がA1の下へ訪れた経緯やS1の下へ訪れた経緯も合理的で、その内容も具体的であるといえる。すなわち、R1がS1の下を訪ねて旧小淵沢町発注工事の入札参加業者に富士見舗装を入れてもらえよう依頼をしたことやS1を訪ねる前にA1の下を訪ねたところ富士見町の業者は参加できない旨受け取れる発言があったことをS1がR1から聞いたことなどの点でS1の証言内容とも一致している。さらに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、現に平成17年度の舗装工事のうち本件工事10ないし13、18、54の入札参加業者は全て被告補助参加人ら6社で構成され、本件工事55は被告補助参加人らのうちF1の代わりにN1が、本件工事64はG1の代わりにO1が、それぞれ入札参加業者に指名されているものの、舗装工事の入札参加業者は被告補助参加人ら6社を中心として指名され、その全てを被告補助参加人らが落札し、しかもF1が2回、G1が2回、D1が4回、C1が2回、E1が2回、B1が2回それぞれ落札するなどD1を除けば落札回数もほぼ均等に分散されており、上記R1の証言内容はかかる結果とも符合する。加えて、R1があえて虚偽の事実を供述する理由も窺えない。以上を総合すれば、上記R1の証言内容は採用でき、これと異なるS1の供述は採用できない。)

(2) 平成17年度の旧小淵沢町発注工事の入札結果等の概要

ア 舗装工事における入札指名業者及び落札率等

平成17年度の旧小淵沢町発注工事の入札は、平成17年4月27日から実施され、同年6月8日に実施された4件の舗装工事においては、いずれも補助参加人ら6社が入札参加業者となり、F1、G1、D1、C1がそれぞれ93.66%ないし96.41%の落札率で落札した(別紙2平成17年度落札結果表)。また、同月17日に実施された舗装工事の入札においても、補助参加人ら6社が入札参加業者となり、E1が91.55%の落札率で落札した(別紙2平成17年度落札結果表)。

イ 入札指名業者の大幅な変更

また、平成16年度及び平成17年度の旧小淵沢町発注工事における入札指名業者は、別紙5の表のとおりであり、平成17年度においては、町外業者が大幅に入れ替えられた(甲5、6、33の2)。

ウ 平成16年度及び平成17年度における平均落札率、各工事ごとの落札率等

平成16年度及び平成17年度における旧小淵沢町発注工事の平均落札率、町内業者の平均落札率及び落札割合、町外業者の平均落札率及び落札割合並びにB1の平均落札率及び落札割合は、別紙4記載の表のとおりであり、平均落札率は、平成16年度においては75.43%であったのに対し、平成17年度においては94.08%に上昇した(甲6, 33の3, 甲35, 前提となる事実, 弁論の全趣旨)。

また、別紙4の各表によれば、町内業者の平均落札率は、平成16年度においては89.04%であるのに対し、平成17年度においては85.42%と前年度に比べて若干下がったもののそれほど大差ない結果となった。これに対し、町外業者の平均落札率は、平成16年度においては65.81%であったのに対し、平成17年度においては95.91%に上昇した。

さらに、各工事ごとの落札率は、別紙9の各表のとおり、平成16年度における旧小淵沢町発注工事59件につき、① 落札率95%以上の工事が11件、② 落札率90%以上95%未満の工事が17件、③ 落札率85%以上90%未満の工事が7件、④ 80%以上85%未満の工事が6件、⑤ 80%未満の工事が18件となっている(甲33の3)のに対し、別紙2平成17年度落札結果表によれば、平成17年度における旧小淵沢町発注の工事68件につき、① 落札率95%以上の工事が26件、② 落札率90%以上95%未満の工事が17件、③ 落札率85%以上90%未満の工事が7件、④ 80%以上85%未満の工事が6件、⑤ 80%未満の工事が12件となるなど、平成17年度において特に落札率95%以上の工事が著しく増加しており、その内訳をみると、町内業者は、落札率95%以上の工事が減少しているのに対し、町外業者は、落札率95%以上の工事が著しく増加した。

#### エ B1の落札工事数、落札割合、平均落札率及び各工事ごとの落札率等

B1は、平成17年4月27日から開始された平成17年度における旧小淵沢町の68件の公共工事のうち、30件の工事において入札参加業者に指名され、そのうち11件の工事を落札し(別紙2平成17年度落札結果表)、その落札割合は、別紙4の表のとおり、40.20%と他の入札参加業者に比べ突出していた。

そして、その平均落札率は、96.61%であり、その内訳をみると、別紙9の表のとおり、① 落札率95%以上の工事が9件、② 落札率90%以上95%未満の工事が1件、③ 80%未満の工事が1件であり、落札率85%以上90%未満の工事及び80%以上85%未満の工事が存在しなかった。

(3) 前記認定事実によれば、H1が旧小淵沢町長をしていた平成16年度の平均落札率は75.43%であったのに対し、A1が同町長をするようになった平成17年度の平均落札率は94.08%となっており、平成17年度において平均落札率が約20%も上昇している。

また、各工事ごとの落札率も、別紙9の各表のとおり、平成17年度において特に落札率95%以上の工事が著しく増加しているとともに、その内訳をみると、町内業者は、落札率95%以上の工事が減少しているのに対し、町外業者は、落札率95%以上の工事が著しく増加するなど有意的な変化が認められる。

さらに、B1に至っては、11件中9件が落札率95%以上で落札しており、落札率95%以上で落札した工事が町外業者においては25件中12件と約半分程度であり、町内業者に至っては32件中5件と6分の1にも及ばないことに照らし合わせてみると、極めて特異な結果となっている。

ちなみに、日本弁護士会連合によるシンポジウム「ストップ・ザ・入札談合ーあるべき入札制度を求めてー」における松葉謙三弁護士の基調報告(甲11の1及び2)において、① 橋梁談合や防衛施設庁談合などにおいては落札率が95%以上であることが多いこと、② 三重県久居市の事件の刑事記録によれば、入札業者は「談合すると本命業者は、予定価格ぎりぎりでも落札し、談合できないと、利益ぎりぎりの予定価格の80%程度で入札する」と供述していること、③ 一般競争入札が導入されている宮城県と長野県では、談合が困難であるから落札率が80%前後であり、入札制度改革を行っている長野県では、入札参加可能業者数を原則10社としていた平成13年度までの入札においては平均落札率が97.4%であったところ、原則100社以上の一般競争入札制度に変更した結果、平均落札率が65%に急落しやや過当競争となったため、平成16年度に75%以下では落札させない失格価格制度を導入した結果、平成17年度の入札においては平均落札率が81.6%となっているとの報告がなされている。上記基調報告による落札率の高低から直ちに談合の有無を見極めることはできないが、落札率が高ければ高いほど、談合がなされているのではないかとの疑いを持つことはできると解される。そうすると、上記

基調報告に照らし、平成17年度の入札状況をみると、少なくとも落札率が95%を超える工事の入札においては談合がなされているのではないかとの疑いを持つことができる。

(4) 加えて、平成16年度と平成17年度の入札状況を検討すると、以下のような事情の変化が認められる。

#### ア 町長の交代

平成5年度ないし平成16年度までの公共工事は、H1前町長の元でなされており、前記認定事実のとおり、H1は、談合を防止することを自己の信念とし、旧小淵沢町の入札制度改革に尽力していた。

#### イ 入札指名業者の大幅な変更

証拠(甲32)によれば、談合をしないと確信できる業者を参加させることも談合の防止には効果があることが認められるから、逆に言えば、どのような業者を入札参加業者に指名するかによって談合がしやすくなることもあるといえる。

ところで、別紙5の表によれば、平成17年度の入札参加業者にB1が新たに指名されたことその他、① 平成16年度の舗装工事を全て落札していた長野県の業者が平成17年度においては指名から外されたこと、② 山梨県内の町外業者が多数入れ替えられていることが認められる。

これに対し、上記①の事実について、被告及び被告補助参加人らは、地産地消というA1の政治理念に基づくものであり、合理性がある旨主張する。確かに、他の自治体が地産地消に基づく入札制度を採用している中で、旧小淵沢町においてのみ町外業者を町内業者と同等に扱えば不公平感が生ずるであろうし、税金収入等の見地から地元の企業を優遇すべきであるという考えにも一定の合理性はあるといえる。そして、別紙4の各表によれば、町内業者の落札割合は、平成16年度においては48.88%であったのに対し、平成17年度におけるB1及び町内業者の落札割合は58.44%と増加しており、一見すると地産地消との政治理念を実行した結果のようにもみえる。

しかしながら、別紙4記載の表によれば、上記平成17年度の落札割合58.44%のうち、その40.20%はB1が落札しており、B1以外の町外業者の落札割合は、18.24%と逆に平成16年度に比べて大幅に減少していることが認められる。また、別紙2平成17年度落札結果表及び証拠(丙1)によれば、本件工事10ないし13、39、54、55、64、79及び80は、1500万円以下の工事であるからBランク以上の業者であれば入札参加資格を有する工事であり、U2、W2、V2、D2といった町内業者も入札参加資格を有するのであるから、地産地消の考えに基づくならば、これらの業者も多数指名されて然るべきであるところ、平成17年度に旧小淵沢町が発注した舗装工事数が14件ある中、U2及びW2はそれぞれ2回、V2は1回しか指名されず、D2は全く指名されていないなど不合理な結果となっている。しかも、別紙5記載の表によれば、全体的にみても平成17年度の公共工事の総数は、平成16年度に比べて増加しているのに、B1以外の町内業者が入札参加業者に指名される回数は減少していることが認められる。これらの事実を総合すると、地産地消といっても、B1のみが優遇された結果となっており、行政の公平・中立性の観点からみても、また、当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないように配慮するよう定められた「小淵沢町建設工事競争入札参加者の資格及び選定要綱」(甲7)7条(6)に照らしてみても、平成17年度において旧小淵沢町が行った入札参加業者の指名が果たして合理性のある内容であるのか極めて疑わしいといわざるを得ない。

また、② 山梨県内の町外業者についても、平成16年度に入札に参加していた業者を指名せず(別表5記載の表によれば、特に土木工事においてこの傾向が強く現れている。)、新たに被告補助参加人らを含む町外業者を多数指名していることについても、以下の理由から、合理性を認めることができない。すなわち、前記認定事実によれば、J1は、本性格付表を作成する際、旧小淵沢町に対してどのような会社が入札参加資格審査申請を行っているかを全く考慮せずに、パーソナルコンピューターにある山梨県土木部が作成した建築業者の格付表の中から営業に来て名刺箱に名刺が入っていた業者やJ1が知っている業者を本性格付表に記載する建設業者として選出し、その後、上記選出した建設業者の入札参加資格審査申請の有無を確認して、本性格付表(甲36)を作成している。また、J1は、その証人尋問の中で、平成16年度に指名されていた業者を指名しなかったのは、営業に来ていなかったためであると証言している。このような事実及びJ1の証言によれば、山梨県土木部が作成した格付表から指名業者を選出し



たとはいっても、その数は極めて大量にあることを考慮すると、平成17年度の入札参加業者を指名する際の指針ともいべき本件格付表は、ほとんどJ1個人の考えに基づく取捨選択により選出されていることが窺われる。加えて、旧小淵沢町に対してなされた入札参加資格審査申請はもちろんのこと、これまでの旧小淵沢町発注工事における実績や会社自体の実績等をも考慮せず、ただ営業に来ていたという理由だけで選出するという方法が採られており、行政の執務のやり方として果たして合理性があるのか甚だ疑問といわざるを得ない。しかも、証拠(甲20, 56)及び弁論の全趣旨によれば、K1は、平成16年12月7日、建設業法28条3項(贈賄)によって、同月17日から平成17年3月16日までの間営業停止処分を受けているが、その営業停止処分期間内に入札参加資格審査申請をし、その申請が旧小淵沢町により受け付けられ、営業停止処分期間終了後直ちに入札参加業者に指名され、同年4月27日の第1回目の入札にも指名されたことが認められる(甲20, 56, 弁論の全趣旨)。このように平成16年度には入札参加業者に指名さえされず、しかも法令に違反する行為をするようなK1を何故入札参加業者に指名したのか、その合理的な説明がない以上、K1を入札参加業者に指名したこともまた不合理であるというべきである。

#### ウ B1の入札参加業者への指名

前記認定事実のとおり、H1の前任者であったI1前々町長の時代には、旧小淵沢町の公共工事の平均落札率は、99.3%ないし99.9%を推移しており、その大半を落札していたB1は、H1が町長であった時代、旧小淵沢町の公共工事の入札参加業者に平成5年度を除き全く指名されていなかった。しかし、A1が旧小淵沢町長に就任した平成17年度の公共工事において、B1は、再び入札参加業者に指名されるようになり、その指名回数は、別紙5のとおり、69件の公共工事の中30件であり入札参加業者に指名された全ての業者の中で突出していた。

#### エ 入札指名業者数の減少

前記(1)イ(イ)a(b)の認定事実によれば、入札参加業者が少ないほど業者間において話し合いをすることが容易になり、ひいては談合をしやすくなるといえる。

ところで、前記認定事実のとおり、旧小淵沢町は、平成17年度における入札指名業者数について、山梨県が作成した「山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱」第8の指名選定業者数を基準として決めることとした。その結果、建築の工事を除けば、平成17年度の入札においては、平成16年度に比べ、入札指名業者数が1ないし2業者減少している入札が多かった。

オ なお、前記認定事実のとおり、H1が町長の時代には、談合を防止する策として追加指名や予定価格を超えた業者を注意するなどがなされていたのに対し、平成17年度においては、追加指名がなされた形跡は窺えない上、平成16年度に比べ、予定価格のみならず設計価格をも超える入札が多いにもかかわらずそのような業者に対して注意がなされた形跡も窺えない。

カ 以上のような事情の変化を検討しても、平成17年度の平均落札率の急上昇を合理的に説明できる事情の変化はない。むしろ、① 談合の阻止に意欲的であったH1前町長が退任した途端に平均落札率が急上昇していること、② 別紙4及び9の各表のとおり、平成17年度においては、平成16年度と対比して、町外業者の平均落札率が著しく増加し、殊に落札率95%以上の工事の大半は平成17年度に新たに入札参加業者に指名された町外業者による落札工事であり、このことが平成17年度の平均落札率を急上昇させている一つの要因となっていることが窺え、そのような町外業者を入札参加業者に指名し、落札率が低い入札が多い町内業者の指名を何故減少させるに至ったのか、その合理的な理由が存在しないこと、③ 入札指名業者数も減少した結果、客観的にみればより談合が容易になし得る環境となったことなどに照らせば、平成17年度における入札は、談合を容易になし得る環境になっていたものとの疑いが極めて強いというべきである。

(5) 以上を総合すると、特段の合理的理由がない以上、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には、談合により落札された工事が多数存在していたとの強い疑いが認められる。

特に、別紙4及び9の各表のとおり、平成17年度においては、平成16年度と対比すると、町外業者の平均落札率が著しく増加するとともに、B1の落札割合及び平均落札率も突出しており、殊に落札率95%以上の工事の大半は平成17年度に新たに入札参加業者に指名された町外業者及びB1が落札した工事であることからすれば、これが平成17年度の平均落札率を著しく上昇させた要因となっていることが認められる。

殊に、B1に至っては、11件中9件が落札率95%以上で落札しているという極めて特異な結果となっていることに加え、I1前々町長の時代における旧小淵沢町の公共工事の平均落札率が、99.3%ないし99.9%で推移し、その大半を落札していたB1は、平均落札率が低かった平成16年度の旧小淵沢町発注工事の入札参加業者に全く指名されず、A1が旧小淵沢町長に就任した平成17年度において、再び入札参加業者に指名され、前記のとおり平均落札率も再び急上昇しているという一連の経緯に照らしてみると、少なくともB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強いというべきである。

(6) これに対して、被告及び被告補助参加人らは、平成16年度における舗装工事の落札価格がいわゆるダンピングに当たるほど異常に低いものであったから平成16年度の平均落札率が低かったと主張する。しかしながら、証拠(甲35)及び前記前提事実によれば、舗装工事を除いた平均落札率をみても、平成16年度は76.76%であるのに対し、平成17年度における平均落札率は93.96%と約17.2%上昇していることが認められる。したがって、仮に平成16年度の舗装工事の落札価格が正常なものではなかったとしても、平成17年度における平均落札率が急激に上昇したことに変わりはなく、被告らの上記説明は、平成17年度における平均落札率の急激な上昇や町外業者及びB1の落札率が高率であることを合理的に説明するものではない。

また、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実情からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。しかしながら、証拠(甲35)によれば、積算ソフトを使用することによって設計価格を推認することができるという被告らが主張する状況は平成16年度においても変わりがないにもかかわらず、平成16年度の平均落札率は、舗装工事を除いたとしても76.6%に留まっており、また、別紙9の各表のとおり、各工事の落札率をみても落札率が95%以上のものは平成17年度では68件中(設計・測量工事を除く。)26件と約4割近くを占めるのに対し、平成16年度では59件中11件と約2割に留まっている。これらの事実からすると、積算ソフトを使用して設計価格が推認できるとしても、平成16年度における平均落札率は低いのであるから、被告及び被告補助参加人らの上記主張は、平成17年度における平均落札率の急激な上昇や町外業者及びB1の落札率が高率であることを合理的に説明するものではない。

(7) そこで、以下、各工事についての談合の有無を検討する。

ア B1が落札した各工事について

(ア) 土木工事について

証拠(甲33の3, 証人H1)及び弁論の全趣旨によれば、土木工事の場合、予め山梨県が定めた材料の単価や経費率を積算ソフトに組み込んで計算すると設計価格を容易に推認できること、上記のように予め定められた経費率は30%や40%と建築などに比べて非常に高いこと、平成16年度の土木工事のうち町外業者が落札した工事の落札率は、有限会社Z2が落札した工事(番号20)が63.3%、株式会社P1が落札した工事(番号28)が76.5%であり、その他は町内業者が全て落札し、その平均落札率は89.22%、全体の平均落札率は86.6%であることが認められる。かかる事実からすれば、ある程度予定価格額を推認することができたとしても、公正な競争がなされた入札の場合の落札率は、特段の事情がない限り、90台後半といった極めて高い落札率となることはないものと推認するのが相当である(なお、橋梁談合事件や防衛施設庁談合事件などにおいて落札率95%以上の入札が多いとされていることも上記推認の一事情にはなると解される。)。そこで、これらの事実を前提に以下検討する。

a 本件工事3について

別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事3の落札率は98.32%と高率であり、しかも、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事3は談合により入札されたものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事3の入札が談合によるものではなく正当な競争入札に基づくものであるという落札価格の積算根拠等の正当性について積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。

しかも、土木工事の場合、予め山梨県が定めた材料の単価や経費率を積算ソフトに組み込んで計算すると設計価格を容易に推認できるのであるから、本件工事3においては、落

札したB1以外の入札指名業者6社のうち5社の入札価格はいずれも設計価格を超え、残りの1社は、予定価格を超えていることからすると、上記6社は、もともと落札する意思が全くなかったものと推認することができる(後記のとおり、入札実績から設計価格からの減額率等が容易に推察され、予定価格を推認することも可能となるとすると、落札業者以外の入札参加業者のいずれも落札意思がなかったということになる。)。そうすると、一般的に財政難から公共工事の発注数自体が減少し、倒産する建設業者も増加傾向にある現状において、7社の入札参加業者のうち6社も落札意思がなかったというのは極めて不自然であり、上記7社の入札の仕方につきその合理的理由が認められない以上、本件工事3は談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

b 本件工事36について

また、本件工事36についても、前記のとおり、ある程度予定価格額を推認することができたとしても、落札率が96.99%というのは高率であり、しかも、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事36も談合により入札されたものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事36の入札が談合によるものではなく、正当な競争入札に基づくものであるという落札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。さらに、本件工事36の入札参加業者をみると、前記のとおり談合による入札がなされたと認められた本件工事3の入札参加業者のうちK1がJ2に替わり、それ以外の入札参加業者が本件工事3と重複している。加えて、J2の入札価格をみると、他の入札参加業者がいずれも355万円ないし374万円であるのに対し、設計価格を大幅に上回る430万円であるところ、土木工事の場合、予め山梨県が定めた材料の単価や経費率を積算ソフトに組み込んで計算すると設計価格を容易に推認できることからすれば、株式会社J2は、明らかに落札する意思がなかったものというべきである。そして、一般的に財政難から公共工事の発注数自体が減少し、倒産する建設業者も増加傾向にある現状において落札意思がないというのは極めて不自然である。以上の諸事情を総合すると、本件工事36についても談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

c 本件工事60について

さらに、本件工事60についても、その落札率は95.60%であり、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事60も談合により入札されたものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事60の入札が談合によるものではなく、正当な競争入札に基づくものであるという落札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。加えて、落札業者であるB1以外の入札指名業者をみると、いずれも前記のとおり談合による入札がなされたと認められる本件工事3及び本件工事36の入札の場合と重複していることなどの諸事情を総合すると、本件工事60についても談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

d これに対し、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実情からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。

しかしながら、証拠(甲33の3)及び弁論の全趣旨によれば、平成16年度の土木工事のうち町外業者が落札した工事の落札率は、有限会社Z2が落札した工事(番号20)が63.3%、株式会社P1が落札した工事(番号28)が76.5%であり、その他は町内業者が全て落札し、その平均落札率は89.22%、全体の平均落札率は86.58%であることが認められる。これに対し、別紙2平成17年度落札結果表及び弁論の全趣旨によれば、平成17年度の土木工事のうち町外業者が落札した工事の落札率は、N1が落札した工事(本件工事37)が96.51%、L1が落札した工事(本件工事41)が97.6%、O1が落札した工事のうち本件工事69が95.17%、本件工事84が95.85%、K1が落札した工事(本件工事83)が94.51%といずれも高率であり、上記町外業者が落札した平均落札率は95.92%であることが認められる。また、同様にB1が落札した工事の落札率は、本件工事3が98.32%、本件工事35が72.2

6%, 本件工事36が96.99%, 本件工事60が95.60%とこれも本件工事35を除けばいずれも高率であり, その平均落札率は94.11%であるのに対し, B1以外の町内業者が落札した工事の平均落札率は85.71%と平成16年度よりも低下していることが認められる。なお, 本件工事35は, 設計価格が1414万9000円, 予定価格が1370万円であるところ, A3株式会社(以下「A3」という。)の入札価格が1234万円, B1を除くその他4社の入札価格が1320万円から1400万円となっているのに対し, B1は, 990万円という低価格で入札し, その落札率は72.26%となっている。このような低い落札率での落札は, 前記で認定してきたB1の落札率からすると特異な数字である。他方, 平成17年度におけるA3の入札状況をみると, A3が参加する入札工事はおおむね90%以下の落札率で落札されており, 殊にA3が落札した工事は, いずれも71.40ないし89.60%といった低い落札率であり, 平成16年度における入札状況も同様であることなどからすれば, A3は談合によらず正当な競争入札を行う会社であろうと推認できる。これらの事実を併せ考慮すると, 本件工事35においてのみB1の落札率が72.26%となったのは, B1がA3と競争入札したためであろうと推認される。

このように, 被告らが主張する積算ソフトを使用して設計価格を容易に推認できるという条件は, 平成16年度も平成17年度も変わりがなく, しかも, 町内業者の平均落札率は両年度において大差がないにもかかわらず, 平成17年度における上記町外業者及びB1が落札した工事の落札率が他と比べて極めて高率であることに照らせば, 被告及び被告補助参加人らの上記主張は, 何ら前記認定を覆すに足りるものではなく, 他に前記各認定を左右するに足りる証拠はない。

e 以上によれば, 本件工事3, 本件工事36及び本件工事60は, いずれも談合による入札がなされたものであると認められる。

#### (イ) 舗装工事について

証拠(甲33の3, 証人H1)及び弁論の全趣旨によれば, 舗装工事の場合も土木工事の場合と同様に予め山梨県が定めた材料の単価や経費率を積算ソフトに組み込んで計算すると設計価格を容易に推認できること, 建築工事の設計価格における経費率が10%程度であるのに対し舗装工事の設計価格の経費率は30ないし40%と高く, したがって, 入札参加業者の工夫次第で設計価格に比べて入札価格を大幅に抑えることは可能であること, 現に, 平成16年度の舗装工事の落札率は, いずれも55ないし56%台であることが認められる。仮に被告らが主張するように平成16年度におけるQ1やP2南諏支店の落札価格が不当に低い価格であったとしても, 証拠(甲41)及び弁論の全趣旨によれば, 平成15年度の舗装工事の平均落札率も81.32%と低く, しかもD1は, 本件工事12, 本件工事39及び本件工事54と同じ下水道管渠舗装復旧工事であるにもかかわらず, 平成15年度においては66.63%の落札率で落札しているのに対し, 平成17年度の上記各工事においては93.36%ないし93.66%で落札していることが認められる。かかる事実からすれば, ある程度予定価格額を推認することができたとしても, 公正な競争がなされた入札の場合の落札率は, 特段の事情がない限り, 90%台となることはないものと思われ, 殊に90台後半といった極めて高い落札率となることは, 通常はないのではないかと推認できる。そこで, これらの事実を前提に以下検討する。

#### a 本件工事64について

別紙2平成17年度落札結果表によれば, B1は, 本件工事64を98.11%という極めて高い落札率で落札しているところ, 前記のとおり, 平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く, 殊にB1が落札した工事の入札は, 談合によるものである疑いが強い。このように, 本件工事64の入札は談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず, 被告及び被告補助参加人らは, 本件工事64の入札が談合によるものではなく, 正当な競争に基づいた入札であるという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。

しかも, 前記(1)ウ認定のとおり, Q1の代表取締役がS1に対して平成17年度の旧小淵沢町発注の舗装工事における入札参加業者にQ1を加えてほしい旨依頼したところ, S1が, 同年度の旧小淵沢町発注の舗装工事における入札参加業者は, B1, D1, G1, C1, F1に決まっている旨述べ, Q1も仲間に入れてもらえるよう依頼したものの, その1週間後にS1からQ1の代わりにE1を入れる旨連絡を受けたとの事実に加え, 別紙2平成17年度落札結果表によれば, 同年度における初めての舗装工事の入札は平成17年6月8日に行われ, その全てにおいて上記認定事実の中でS1が名前を挙げた建設業者及びB1が入札参加業者に指名されてい

ることに照らしてみると、既に同年4月21日ころには、B1が中心となって、これから行われる予定の旧小淵沢町が発注する舗装工事の入札における入札参加業者を決めており、これを何らかの方法で旧小淵沢町が行う入札参加業者の指名に反映させていたものと推認するのが相当である。そして、このように建設業者らが自ら入札参加業者を決めるのは、他に合理的理由がない限り、当該工事において談合を行い、もって落札価格の低落防止等を図り、自己の利益を最大限獲得することを目的とするものと考えるのが合理的であることからすれば、B1を中心とした補助参加人らは、平成17年度に旧小淵沢町が発注する舗装工事の入札において、談合により入札を行うことを企図していたと推認するのが相当である。

加えて、別紙2平成17年度落札結果表によれば、平成17年度の舗装工事のうち本件工事10ないし13、18、54の入札参加業者は全て被告補助参加人ら6社で構成されており、本件工事55においても被告補助参加人らのうちF1の代わりにN1が、本件工事64においてもG1の代わりにO1が、それぞれ入札参加業者に指名されていることを除けば、入札指名業者は被告補助参加人らによって占められている。落札業者も被告補助参加人ら6社に限られ、しかもD1が4回と突出しているものの、その他はF1が2回、G1が2回、C1が2回、E1が2回、B1が2回とそれぞれ均等に分散して落札しており、証拠(甲33の3、41)によれば、平成15年度の舗装工事の入札における舗装工事の落札業者がD1、Q1、B3と3社に限られ、平成16年度の舗装工事の入札においても、Q1とP2南諏支店の2社に限られていることと対比すると、極めて不自然である。また、証拠(証人R1、証人S1)及び弁論の全趣旨によれば、D1は舗装工事の専門業者であり、F1、C1及びE1は舗装工事が主体の専門業者であるのに対し、G1及びB1は一般土木が主体であって舗装工事は下請業者に依頼する必要があることが認められる。したがって、G1やB1は、下請業者に依頼せざるを得ない点で他の舗装工事の専門業者と比べ競争力に差異があるにもかかわらず、D1ら上記各舗装専門業者は、G1やB1が高率の落札率で落札することを許容している。

さらに、本件工事55における入札参加業者をみると、被告補助参加人らのうちF1の代わりにN1が、本件工事64においてもG1の代わりにO1が、それぞれ指名されているところ、N1及びO1は、いずれも前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3における入札参加業者であることからすれば、本件工事55及び本件工事64においても談合による入札がなされたものと推認するのが相当である。

したがって、以上の諸事情を総合すると、B1を中心とした被告補助参加人らが入札参加業者となって落札した本件工事10ないし13、本件工事18及び本件工事54はもちろんのこと、被告補助参加人らのうち1社を他社と入れ替えてなされた本件工事55及び本件工事64についても、いずれも談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

#### b 本件工事68について

別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事68は、B1が95.05%と高い落札率で落札している。また、本件工事68の入札指名業者をみると、補助参加人らのうち、E1、C1及びD1が指名されていないものの、指名されたK1及びO1は、いずれも前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札参加業者である。さらに、前記認定のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが強い。このように、本件工事68の入札は談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及び被告補助参加人らは、本件工事68の入札が談合によるものではなく、正当な競争入札に基づくものであるという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。したがって、上記諸事情を総合すると、本件工事68も談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

c これに対し、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実情からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。しかしながら、前記認定のとおり、舗装工事の場合も土木工事の場合と同様に積算ソフトにより設計価格を容易に推認できるとしても、舗装工事の設計価格の経費率は30ないし40%と高く、したがって、入札参加業者の工夫次第で設計価格に比べて入札価格を大幅に抑えることは可能であり、現に、平成16年度の舗装工事の落札率は、いずれも55ないし56%台である。仮に被告らが主張するように平成16年度におけるQ1やP2南諏支店の落札価格が不当に低い

価格であったとしても、平成15年度の舗装工事の平均落札率も81.32%と低く、しかもD1は、同じ下水道管渠舗装復旧工事であるにもかかわらず、平成15年度においては66.63%の落札率で落札し、平成17年度においては93.36%や93.41%と高い落札率で落札している。このように、被告らが主張するような積算ソフトを使用して設計価格を容易に推認できるという状況は、平成15年度ないし平成17年度との間に変わりがなく、しかも、工事の内容にも下水道管渠舗装復旧工事や道路舗装工事などと大差がないにもかかわらず、平成17年度においてD1の落札率や平均落札率に有意的な差がみられ、落札価格の積算根拠等平成17年度の舗装工事におけるB1ほか被告補助参加人らの上記落札率が高率となった合理的理由の説明が存在しない以上、積算ソフトで設計価格を容易に推認できるとの被告及び被告補助参加人らの上記主張は、何ら前記各認定を覆すに足るものではなく、他に前記各認定を左右するに足る証拠はない。

d 以上によれば、本件工事64及び本件工事68においても談合による入札がなされたものであると認められる。

(ウ) 管(水道)工事について

a 本件工事6について

証拠(甲33の3, 証人H1)及び弁論の全趣旨によれば、いわゆる積算ソフトによって設計価格を推認することは可能であるが、管工事の場合も土木などと同様、予め定められた経費率が建築などに比べて非常に高いことが認められ、その分、業者間の工夫によって落札率を低くすることが可能であり、現に平成16年度における管工事の平均落札率は、87.07%に止まり、うち町内業者が落札した工事の平均落札率は87.19%であることが認められる。これに対し、別紙2平成17年度落札結果表及び弁論の全趣旨によれば、平成17年度の管工事のうちB1が落札した工事の落札率は、本件工事6が96.70%、本件工事19が94.34%、本件工事50が95.56%といずれも高率であり、その平均落札率は95.56%であるのに対し、B1以外の町内業者が落札した工事の平均落札率は84.26%と平成16年度よりも低下しており、B1と約10%の開きがあることが認められる。このように、町内業者の平均落札率は平成16年度のみならず平成17年度においても80%台であることからすれば、ある程度予定価格額を推認することができたとしても、真実当該管工事の受注を目指して入札指名業者間において競争がなされた場合の落札率は、特段の事情がない限り、町内業者の平均落札率のように80%台に止まり、殊に95%以上といった極めて高い落札率となることは、通常はないのではないかと推認される。しかも、同じ旧小淵沢町内を本拠地とするにもかかわらず、B1の各落札率と上記町内業者の平均落札率等に有意的な差がみられるところ、B1においてかかる有意的な差につき合理的な説明がなされていない。さらに、本件工事6の落札率は96.70%と高い落札率であるところ、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事6の入札は、談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事6の入札が談合によるものではなく、正当な競争入札に基づくものであるという落札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。

加えて、別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事6においては、落札したB1以外の入札指名業者3社のうち1社は入札を辞退しており、他の2社はいずれも設計価格を大幅に超えた価格で入札しているところ、前記のとおり、積算ソフトで設計価格を容易に推認できるとするならば、設計価格を大幅に上回ることはないはずであり、それを大きく超えた上記2社は、そもそも落札する意思がなかったものと認めるのが相当である。そして、A1が平成17年1月に旧小淵沢町長に就任してから4月に至るまでの間、旧小淵沢町では公共工事を発注しておらず、本件工事6は、旧小淵沢町が平成17年度において初めて発注する工事の入札であることや既に述べているように今日の財政難から公共工事の発注数自体が減少し、倒産する建設業者も増加傾向にある現状からすれば、どの業者も通常は落札に意欲的であるはずであり、落札したB1以外の入札参加業者全てが落札する意思を有していなかったというのは極めて不自然であるというべきである。そして、証拠(甲41)によれば、B1は、旧小淵沢町における最大手の業者であり、他の入札参加業者であるL2やM2がB1の意向を無視できない環境にあることは容易に推測が付き、これらの諸事情を総合すると、本件工事6については、談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

## b 本件工事19について

前記aのとおり、平成16年度における管工事の平均落札率並びに平成16年度及び平成17年度における町内業者の平均落札率が84ないし87%に止まっているのに対し、平成17年度においてB1が落札した本件工事19の落札率は94.34%と前記の平成16年度及び平成17年度における町内業者の平均落札率よりも7ないし10%近く高い。そして、前記aのとおり、同じ旧小淵沢町内を本拠地とするにもかかわらず、B1の各落札率と上記町内業者の平均落札率等に有意的な差がみられるところ、B1においてかかる有意的な差につき合理的な説明がなされていない。また、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事19についても、談合により入札されたものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事19の入札が談合によるものではなく、正当な競争によるものであるという落札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。さらに、別紙2平成17年度落札結果表、証拠(甲33の3)及び弁論の全趣旨によれば、本件工事19の入札指名業者は4社と旧小淵沢町が発注する平成16年度の管工事の入札や平成17年度の他の工事に比して少ないこと、落札業者であるB1以外の入札参加業者をみても、N1、O1は、前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札における入札参加業者であることが認められる。加えて、残り1社のN2は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(甲15。なお、B1の審査基準日は、平成17年3月31日であり、N2の審査基準日は、平成16年8月31日である。)によれば、自己資本額の数値がB1よりもはるかに低く(B1が197,483,000円であるのに対し、N2は、14,706,000円と10倍以上の開きがある。)、また、建設業従事職員数もB1には及ばないほど少なく(B1が26人であるのに対し、N2は8人となっている。)、さらには、N2は、経営状況の安全性点数や健全性点数もマイナスをなっているなど、零細な建設業者であることが窺える。そして、前記認定のとおり、B1は、町内業者に対して強い影響力を有することからすれば、N2は、B1の意向を無視することが困難な状況にあったと推認できる。

以上の諸事情を総合すると、本件工事19も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

## c 本件工事50について

前記aで述べたとおり、真実当該管工事の受注を目指して入札指名業者間において競争がなされた場合の落札率は、特段の事情がない限り、町内業者の平均落札率のように80%台に止まり、殊に95%以上といった極めて高い落札率になることは通常はないのではないかと推認できるところ、B1は、本件工事50を95.56%という高い落札率で落札している。しかも、同じ旧小淵沢町内を本拠地とするにもかかわらず、B1の本件工事を含めた管工事の各落札率がいずれも95%前後と高い落札率であり、上記町内業者の平均落札率等と対比すると上記のような有意的な差がみられる。さらに、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1が落札した工事の入札は、談合によるものである疑いが極めて強い。このように、本件工事50の入札についても、談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事50の入札が談合によるものではなく、正当な競争に基づくものであるという落札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。加えて、入札参加業者についてみても、K2、L2、M2という前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事6の入札における入札指名業者と一致しており、残り1社の有限会社C3(以下「C3」という。)は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(甲15。なお、B1の審査基準日は、平成17年3月31日であり、C3の審査基準日は、平成17年7月31日である。)によれば、自己資本額の数値がB1に比べて極めて低く(B1が197,483,000円であるのに対し、C3が、マイナス25,305,000円と大きな開きがある。)、また、建設業従事職員数もB1には遠く及ばず(B1が26人であるのに対し、C36人である。)、さらには、C3は、経営状況の安全性点数や健全性点数もマイナスになっていて、零細な建設業者であることが窺えるところ、前記認定のとおり、B1が町内業者に対して強い影響力を有することからすれば、C3はB1の意向を無視することが困難な状況であったと推認できる。

以上の諸事情を総合すると、本件工事50も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

d これに対し、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実情からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、いわゆる積算ソフトによって設計価格を容易に推認できるとしても、管工事の場合も、土木などと同様、予め定められた経費率が建築などに比べて非常に高く、したがって、建設業者間の工夫次第で設計価格に比べて入札価格を大幅に抑えることは可能であり、現に平成16年度における管工事の平均落札率は、87.07%に止まり、うち町内業者が落札した工事の平均落札率は87.19%である。このように、被告らが主張する積算ソフトで設計価格を容易に推認できるという条件は平成16年度も平成17年度も変わりがなく、しかも、両年度の町内業者の平均落札率には大差がないにもかかわらず、平成17年度におけるB1が落札した工事の落札率は、前記のとおり、いずれも95%前後であり、他と比べて極めて高率である。さらに、証拠(甲33の3)及び別紙2平成17年度落札結果表によれば、平成16年度及び平成17年度のいずれにおいても、落札した工事の全てにおいて95%前後と高率の落札率であった落札業者はB1以外には存在しないことが認められる。以上の事実を照らしてみれば、積算ソフトを使用して設計価格を容易に推認できることから入札価格が予定価格周辺になることがあり得るとの被告及び被告補助参加人らの上記主張は、何ら前記各認定を覆すに足るものではなく、他に前記各認定を左右するに足る証拠はない。

e 以上によれば、本件工事6、本件工事19及び本件工事50においても談合による入札がなされたものであると認めるのが相当である。

(エ) 建築工事(本件工事43)について

別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事43を97.98%という高い落札率でB1が落札したのに対し、B1以外の入札参加業者7社のそれぞれの入札価格は、いずれも設計価格を166万ないし666万円と大幅に超過している。

これについて、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実績からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。

しかしながら、被告らが主張するように積算ソフトを使用することにより設計価格を容易に推認できるとすると、B1以外の入札参加業者7社が入札価格がいずれも設計価格を大幅に超えていたことからすれば、上記7社は、そもそも本件工事43を落札する意思を有していなかったものと推認するのが相当である。そして、今日の財政難から公共工事の発注数自体が減少し、倒産する建設業者も増加傾向にある現状において、本件工事43のような高額の工事の入札参加業者に指名されながら、落札業者であるB1を除く上記7社が入札参加業者のいずれもが本件工事43を落札する意思を有していなかったというのは極めて不自然である。したがって、本件工事43は、談合による入札であると推認せざるを得ないということになり、積算ソフトを使用すれば本件工事43の設計価格を推認できるとの被告及びB1の上記主張をもってしても、何らこの推認の妨げとなるものではない。

しかも、前記のとおり、B1は、平成17年4月27日から始まった平成17年度旧小淵沢町発注工事の入札において、本件工事35を除いて、談合を繰り返し行っていることが認められる。他方、前記認定のとおり、B1は、本件工事35においてのみ、72.26%と他の工事に比べて極端に低い落札率で落札しているが、これは、B1と同様に予定価格より低い価格で入札したA3と競争入札したためであろうと推測されるところ、本件工事43においては、本件工事35のような競争入札がなされた事情も窺えない。このように、本件工事43の入札も談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及びB1は、本件工事43の入札が談合によるものではなく、正当な競争に基づくものであるという落札価格の積算根拠や他の入札参加業者の入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。

したがって、以上の諸事情を総合すると、本件工事43も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

(オ) 本件工事76(大東豊第三配水池築造工事)について

a 別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事76は、S1・U1JVが98.72%と



いう高い落札率で落札しており、談合による入札があったのではないかとの疑いが強い。

これに対し、被告及び被告補助参加人らは、普及している積算ソフトを使用して設計図面等により設計価格は推認できるし、入札実績からその減額率等が容易に推察されるという現在の業界の実績からすれば、予定価格周辺に入札価格がひしめくことは十分あり得る旨主張する。

しかしながら、別紙2平成17年度落札結果表をみると、入札参加業者6社のうちS1・U1JV以外の入札参加業者の入札価格はいずれも設計価格を超過しており、被告らの主張するように積算ソフトを使用すれば設計価格を推認できるとするならば、上記S1・U1JV以外の入札参加業者は、いずれもそもそも本件工事76を落札する意思がなかったものと推認するのが相当である。そして、前記のとおり、今日の財政難から公共工事の発注数自体が減少し、倒産する建設業者も増加傾向にある現状において、本件工事76のような設計価格が2億2824万円もする高額の入札参加業者に指名されながら、落札業者を除く全ての入札参加業者が落札する意思がなかったというのは極めて不自然かつ不合理である。このような事情に鑑みると、本件工事76は、談合による入札ではないかとの疑いが強いというべきである。なお、証人J1は、積算ソフトにより本件工事76の設計価格を推認することが難しい旨被告及び被告補助参加人らの上記主張内容に反する供述をする。しかしながら、この供述を前提とすると、逆に、S1・U1JVのみが97.72%という予定価格に極めて近い落札率で落札できたのか疑問が生ずるところである。

そして、証拠(証人H1、証人J1)及び弁論の全趣旨によれば、本件工事76における各入札参加業者が提出した見積書の工事原価、一般管理費及び工事価格並びに実際に入札した際の入札価格は別紙6記載の表のとおりであることが認められ、これによれば、入札参加業者6社のうち5社の見積価格が設計価格を超え、見積価格をそのまま入札価格としているのに対し、S1・U1JVのみが設計価格を下回る見積価格を提出し、しかも入札時には上記見積価格を1300万円も値引きした価格を入札価格とした結果、予定価格以下に収まり落札していることが認められる。このように、U1・S1JVは、本件工事76の入札において、値引きをしてまで予定価格に近い入札価格を決める一方、その他の入札参加業者は全く値引きをしておらず、このような他の入札参加業者の入札態度は真実落札する意思に基づく入札であったといえるのか極めて疑問であるといわざるを得ない。上記のような諸事情を勘案すると、S1・U1JVは、設計価格あるいは予定価格を知りうる状況にあったのではないかと推認できる。

そして、証拠(甲21)及び弁論の全趣旨によれば、JVのうち貯水槽の工事を担当するU1、V1、W1、Z1、A2及びB2の6社は、平成16年11月18日、公正取引委員会により、独占禁止法(平成17年法律第35号による改正前のもの。以下「法」という。)49条1項に基づき審判開始決定を受けたことが認められるところ、審判開始決定の内容は次のとおりであった。すなわち、上記6社を含むプレストレスト・コンクリート工事業を営む20社近くの建設業者は、遅くとも平成13年4月1日ころから平成16年3月31日ころまでの間、国土交通省が関東地方整備局及び近畿地方整備局や福島県が発注においてプレストレスト・コンクリート工業として競争入札の方法により発注する橋梁の新設工事について、受注価格の低落を図るために、① 上記建設業者間の話し合い等により受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する、② 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、その結果、公共の利益に反して、関東地方整備局発注の上記橋梁工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、法3条に違反するというものである。上記審判開始決定を受けた事実及びこれに対して被告らが何ら反論していないことからすれば、上記審判開始決定事実は、審判においても認められたものと推認される。そうすると、本件工事76においても受注調整が行われたと推認しても不自然ではない。

さらに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、JVを構成する他の建設業者であるB1、O1、N1、G1、L1及びM1は、いずれも旧小淵沢町における平成17年度の公共工事において新たに入札参加業者に指名され、G1は本件工事11の舗装工事を95.63%、本件工事55の舗装工事を94.31%で、M1は本件工事17の建築工事を96.50%で、N1は本件工事37の土木工事を96.51%で、L1は本件工事41の土木工事を97.57%で、O1は本件工事69の土木工事を95.17%、本件工事84の土木工事を95.85%でそれぞれ高い落札率で落札

するなど、平成17年度旧小淵沢町発注工事の中で1回以上落札し、その落札率もいずれも94%以上と高率であり、平成16年度の公共工事において、95%以上の落札率で落札された工事の入札参加業者すべてが他の工事で94%以上の落札率でいずれも落札しているといった状況は認められない(甲33の3)ことに照らせば、B1、O1、N1、G1、L1及びM1の間で受注調整が行われたのではないかと推認できる。そして、N1、O1及びL1は、前記のとおり、談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札参加業者であること、G1は、前記のとおり、談合による入札がなされたものと認められた本件工事10ないし13、18といった舗装工事における入札参加業者の一社であり、M1は、談合により入札がなされたものと認められた本件工事43における入札参加業者の一社であることからすれば、本件工事76においても談合がなされたと推認しても不自然ではない。

このように、① 落札率が97.72%と高率であること、② 他のJVは真実落札する意思が窺えないこと、③ S1・U1JVは設計価格あるいは予定価格を知りうる状況にあったと推認できること、④ U1、V1、W1、Z1、A2及びB2の6社は、他の公共工事において談合を行っていたことが認められたこと、⑤ B1、O1、N1、G1、L1及びM1は、平成17年度の旧小淵沢町における公共工事において、必ず1回以上94%以上の高い落札率で落札し受注調整がなされたことが窺えることなどを総合すると、本件工事76の入札は談合によるものであると強く推認されるにもかかわらず、被告及びB1は、前述した値引き額である1300万円という数額はいかなる根拠に基づくものであるのかといった落札価格の積算根拠や他のJVの落札価格がいずれも設計価格を超過していることにつきそれを納得させるに足る合理的な理由等の積極的かつ具体的な主張反証を行っていない。そして、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊にB1は、前記のとおり、平成17年4月27日から始まった旧小淵沢町における入札において本件工事35を除いたいずれの工事も談合により落札してきていると認められることなどの諸事情を総合すると、本件工事76についても談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

イ その他の補助参加人らが落札した舗装工事について

(ア) 本件工事10ないし13、本件工事18、本件工事54、本件工事55及び本件工事80について

前記認定のとおり、本件工事10ないし13、本件工事18、本件工事54及び本件工事55についても、いずれも談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。また、本件工事80についても、その落札率は93.70%と高率であり、B1が入札参加業者の中に入っていないものの、その他の入札指名業者は本件工事10ないし13、本件工事18及び本件工事54と全く同じ被告補助参加人らで構成されて、いずれも談合により入札されたものと認められることから、特段の事情がない限り、本件工事80も談合により入札がなされたものと認めるのが自然であり、かかる特段の事情の存在も特に窺えない以上、本件工事80においても談合がなされたものと認めるのが相当である。

(イ) 本件工事38について

前記の舗装工事の冒頭で認めたとおり、積算ソフトによりある程度予定価格額を推認することができるとしても、真実当該舗装工事の受注を目指して入札指名業者間において競争がなされた場合の落札率は、特段の事情がない限り、90%台となることはないものと思われ、殊に90台後半といった極めて高い落札率となることは、通常はないのではないかと推認できる。しかるに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事38は、E1が95.18%と高い落札率で落札しており、前記のとおり、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊に平成17年度に新たに入札参加業者に指名された町外業者及びB1が落札した工事の入札は、平均落札率が平成17年度において著しく上昇した要因となっていることが窺える。このように、本件工事38の入札は談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及び被告補助参加人らは、本件工事38の入札が談合によるものではなく、正当な競争に基づくものであるという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。また、本件工事38の入札指名業者をみると、被告補助参加人らのうち、B1、F1及びG1が指名されていないものの、指名されたW2、U2及びV2は、いずれも町内業者である。そして、B1は旧小淵沢町の中で一番の建設業者であり、既に平成17年4月21日ころには、B1が中心となって、これから行われる予定の旧小淵沢町の舗装工事における入札参加業者を決めていたことなどの前記認定事実

によれば、B1が平成17年度旧小淵沢町発注の舗装工事における談合の成立に主導的役割を果たしていることが窺える。そして、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(甲15。なお、B1の審査基準日は、平成17年3月31日、W2の審査基準日は、同年6月30日、U2の審査基準日は、平成16年9月30日、V2の審査基準日は、同年12月31日である。)によれば、W2の自己資本額の数値はB1に比べてはるかに低く(B1が197,483,000円であるのに対し、W2は、5,671,000円と30倍以上の開きがある。)、U2もかなり低く(U2は、67,881,000円と約3倍の開きがある。)、V2に至っては遠く及ばない(V2は、マイナス7,950,000円である。)。また、建設業従事職員数もW2、U2及びV2はB1の職員数にはるかに及ばない(B1が26人であるのに対し、W2は6人、U2は6人、V2は4人となっている。)。さらに、W2及びV2は、経営状況の安全性点数や健全性点数がマイナスになっていることが認められる。したがって、W2、U2及びV2は、B1と比較すると、零細な建設業者であることが窺え、前記認定のとおり、B1は、町内業者に対して強い影響力を有することをも併せ考えれば、W2、U2及びV2は、B1の意向を無視することが困難な状況にあったと推認できる。そうすると、町内業者が入札指名業者の中に含まれていたとしても、本件工事38の入札は談合によるものであるとの前記推認を妨げる事情にはならない。

以上の諸事情を総合すると、本件工事38も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

#### (ウ) 本件工事39について

前記の舗装工事の冒頭で認めたとおり、積算ソフトによりある程度予定価格額を推認することができるとしても、特段の事情がない限り、落札率が90%といった極めて高率となることは、通常はないのではないかと推認できる。殊に、前記認定のとおり、D1は、旧小淵沢町が平成15年度に発注した舗装工事の入札において、落札した2件の工事のいずれも66ないし67%の落札率で落札しているところである。しかるに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事39は、D1が93.36%と高い落札率で落札しており、しかも、前記認定のとおり、D1は、平成17年度旧小淵沢町発注の舗装工事の入札において、B1、C1、E1、G1、F1とともに談合を繰り返し行ってきており、これらの事情からすれば、本件工事39の入札は談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及び被告補助参加人らは、本件工事39が談合によるものではなく、正当な競争に基づくものであるという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。また、本件工事39の入札参加業者をみると、被告補助参加人らのうち、B1及びC1が指名されており、その他の入札参加業者をみると、O1は、前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札における入札参加業者である。さらに、O2及びS2は、いずれも甲府市の建設業者であるところ、証拠(甲17)及び弁論の全趣旨によれば、山梨県建設業協会の会長を務めたこともあるS2の相談役が、平成18年1月に、山梨県東八代郡豊富村(なお、豊富村は、同年2月20日、中央市に合併された。)の排水溝工事に関し、山梨県建設業協会の副会長や理事、豊富村長とともに逮捕されていること、山梨県建設業協会は、平成6年にも大規模な談合を行ったことで公正取引委員会から排除勧告を受けたこと、本件工事39の入札指名業者であるB1、O2、S2、D1、C1及びO1は、いずれも山梨県建設業協会の会員であることが認められ、かかる事実を考慮すると、O2及びS2といった町外業者が入札参加業者の中に含まれていたとしても、本件工事39の入札が談合によるものであるとの前記推認を妨げる事情にはならない。

以上の諸事情を総合すると、本件工事39も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

#### (エ) 本件工事67について

証拠(証人H1)及び弁論の全趣旨によれば、本件工事67は、土木の改良と舗装工事とが混合した工事であることが認められるところ、前記土木及び舗装工事の各冒頭で認定したとおり、積算ソフトによりある程度予定価格額を推認することができるとしても、入札指名業者間において真実本件工事67の受注を目指して競争がなされた場合の落札率は、特段の事情がない限り、90%台となることはないのではないかと推認できる。しかるに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事67は、D1が94.11%と高い落札率で落札していること、前記認定のとおり、D1は、これまで平成17年度に旧小淵沢町が発注した舗装工事の入札において、他の被告補助参加人とともに談合を行ってきたものと認められることなどからすれば、本件工事67の入札においても談合がなされたものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告

及び被告補助参加人らは、本件工事67の入札が談合によるものではなく、正当な競争に基づいているという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。さらに、本件工事67の入札参加業者をみると、補助参加人らのうち、D1、C1が指名され、その他の入札参加業者をみても、N1は、前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札における入札参加業者であり、また、W2、U2は、前記のとおりいずれも零細な町内業者であって、B1の意向を無視することが困難な状況であったと推認でき、平成17年度旧小淵沢町発注の舗装工事における談合の成立にB1が主導的役割を果たしていることが窺えることを併せ考えると、このような町内業者が入札参加業者の中に含まれていたとしても、本件工事67の入札が談合によるものであるとの前記推認を妨げる事情にはならない。

以上の諸事情を総合すると、本件工事67も談合により入札がなされたものと認めるのが相当である。

#### (オ) 本件工事79について

前記の舗装工事の冒頭で認定したとおり、積算ソフトによりある程度予定価格額を推認することができるとしても、真実当該舗装工事の受注を目指して入札指名業者間において競争がなされた場合の落札率は、特段の事情がない限り、90%台となることはないものと思われる。殊に90台後半といった極めて高い落札率となることは、通常はないのではないかと推認できる。しかるに、別紙2平成17年度落札結果表によれば、本件工事79は、C1が95.48%と高い落札率で落札している。また、平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札には談合によるものが多数存在しているとの疑いが強く、殊に平成17年度に新たに入札参加業者に指名された町外業者及びB1が落札した工事の入札は、平均落札率が平成17年度において著しく上昇した要因となっており、C1は平成17年度に新たに入札参加業者に指名された町外業者の一つである。このように、本件工事79の入札は談合によるものと推認することが可能な状況であるにもかかわらず、被告及び被告補助参加人らは、本件工事79の入札が談合によるものではなく、正当な競争に基づくものであるという落札価格や入札価格の積算根拠等の正当性につき積極的かつ具体的な主張反証等を行っていない。さらに、本件工事79の入札参加業者をみると、被告補助参加人らのうち、B1及びE1が指名されていないものの、その他の入札参加業者であるK1及びN1は、いずれも前記のとおり談合による入札がなされたものと認められた本件工事3の入札参加業者である。したがって、以上の諸事情を総合すると、本件工事79も談合による入札がなされたものと認めるのが相当である。

#### 2 争点(2)(A1の漏えいの有無)について

前記のとおり平成17年度の旧小淵沢町発注工事の落札結果を見ると、B1は、68件の公共工事のうち、30件の工事において入札参加業者に指名され、そのうち11件の工事を落札し、その落札割合は40.20%にのぼるなど、同年の旧小淵沢町発注工事の入札における全ての入札指名業者の中で突出した結果となっている。また、前記認定のとおり、B1は、I1前々町長の時代(A1は当時の建設課長であり、J1は建設課係長であった。)には落札率が99%以上で当時の公共工事のほとんどを独占していた。他方、H1前町長の時代には、B1は、旧小淵沢町の公共工事の入札参加業者に指名されることもなくなった。ところが、A1が町長となるやB1は、旧小淵沢町の公共工事につき入札参加業者に多数回指名され、前記認定のとおり高い落札率によって旧小淵沢町の公共工事を落札するようになった。このような状況からすると、旧小淵沢町は、平成17年度の入札参加業者を指名する際に、B1を優遇していたものと推認するに難くない。そして、「小淵沢町建設工事競争入札参加者の資格及び選定要綱」第7条(6)(甲7)によれば、当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないように配慮すると定められていることを考慮すると、A1が町長であったころの旧小淵沢町の上記のような姿勢そのものにも問題があると言わざるを得ない。また、前記のとおり、B1が設計価格又は予定価格を知り得る状況にあったと推認することはできる。

しかしながら、仮にB1が本件工事76の設計価格又は予定価格を知り得る状況にあったとしても、A1がこれをB1に対して漏えいしたことを認める的確な証拠はない。また、前記前提事実によれば、本件工事76の設計価格については、A1のみならず、J1や設計を担当した業者の関係者等も知り得る立場にあったと認められる。そうすると、前記1で認定したとおり、旧小淵沢町発注工事の平均落札率が常に99%を維持し、その大半をB1が落札していたI1前々町長時代にA1が建設課長であったこと、A1が旧小淵沢町長選挙においてB1に支援されていたこと、旧

小淵沢町の平成17年度の入札参加業者の指名の在り方に問題があることといった原告が主張する事実のみから、直ちに、A1がB1に対して本件工事76の設計価格又は予定価格を漏えいしたと断定するには足りず、他にA1がB1に対して本件工事76の設計価格又は予定価格を漏えいした事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、A1が本件工事76の設計価格又は予定価格を漏えいしたとの原告の主張は、理由がない。

### 3 争点(3)(損害額)について

#### ア 損害の発生

前記のとおり、本件工事3, 6, 10ないし13, 18, 19, 36, 38, 39, 43, 50, 54, 55, 60, 64, 67, 68, 76, 79及び80は、それぞれ談合によって入札がなされたものと認められるので、これらの工事を落札した被告補助参加人らは、公正な競争によって決定されるべき入札価格について、そのような競争をすることなく、予定価格近似の価格で入札をし、当該価格で工事を落札することができたことにより、自社の利益を最大限に確保したものである。したがって、談合がなければ、入札参加者間での公正な競争により落札業者が決定され、競争が行われた場合に形成されたであろう落札価格に基づいて締結された請負契約に係る契約金額と、談合に基づいて現実に締結された請負契約に係る契約金額との差額分について、上記各工事を落札した被告補助参加人らは、旧小淵沢町に対して損害を与えたものというべきである。

#### イ 損害額

(ア) ところで、公正な競争によって決定される落札価格は、談合の結果、実際には形成されなかったものであり、また、その落札価格は、当該具体的な工事の種類、規模、場所、内容、入札当時の経済情勢及び各社の財政状況、当該工事以外の工事の数及び請負金額、当該工事に係る入札への参加者数並びに地域性等の多種多様な要因が複雑に絡み合って形成されるものである。そうすると、公正な競争によって決定される落札価格を証拠に基づき具体的に認定することは極めて困難であるといわざるを得ない。

したがって、本件においては、上記のとおり、旧小淵沢町において損害が生じたことは認められるものの、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難であるから、民事訴訟法248条に基づき、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定するのが相当である。

(イ) 以上のような観点から、旧小淵沢町が被った損害額について判断するに、原告らは、公正な競争によって形成されたであろう落札価格を算定するに当たっては、おおむね公正な競争が行われていると認められる平成16年度の平均落札率(75.43%)を採用すべきである旨主張する。これに対し、補助参加人らは、平成16年度における舗装工事の落札価格はいわゆるダンピングに当たる入札によるものであるから、公正な競争がなされていない旨主張する。

そこで、平成16年度に旧小淵沢町が発注した舗装工事の落札状況等を検討すると、平成16年度の舗装工事における落札価格がいわゆるダンピングであるか否かはともかくとして、同じH1前町長時代の平成15年度の舗装工事の平均落札率が81.32%であるのに対し、平成16年度の舗装工事の平均落札率は56.72%と25%弱も平均落札率が低くなっており、他の土木、水道、建築との各平均落札率と比較しても低い。また、別紙2平成17年度落札結果表を見ると、落札率は個別の工事ごとに相当程度の差異がある上、損害額の算定が困難であるにもかかわらず、被告補助参加人らに対し損害賠償義務を負わせる以上、当該賠償額の算定に当たってはある程度謙抑的に認定することもやむを得ないと考えられる。したがって、平成16年度の舗装工事を含めた同年度の平均落札率を採用することはできない。

ちなみに、平成16年度に旧小淵沢町が発注した公共工事のうち、測量・設計及び舗装工事に関する入札を除いた工事の入札における平均落札率をみると76.76%(土木工事の平均落札率は、86.58%、水道・管工事の平均落札率は、87.07%、建築工事の平均落札率は、66.79%である。)であることが認められる(甲6, 33の3)。そして、この平均落札率に加え、前記認定したとおり、一般競争入札が導入されている宮城県と長野県における落札率が80%前後であること(甲11の1)などを参考にして、平成17年度において公正な競争がなされた場合の平均落札率を謙抑的に検討すると、その平均落札率は、少なくとも80%を上回ることはなかったものと認めるのが相当である。

(ウ) そうすると、本件工事3, 6, 10ないし13, 18, 19, 36, 38, 39, 43, 50, 54, 55, 60, 64, 67, 68, 76, 79及び80の各入札について、仮に談合がなければ、旧小淵沢町

は、各予定価格の80%相当額にそれぞれ消費税相当額を加算した額を工事代金額として契約することができたものと推認するのが相当であるから、上記金額と実際の契約金額との差額について、損害を被ったものというべきである。

(エ) なお、原告らは、原告らが訴訟を遂行するために必要な弁護士費用についても上記各談合による損害の一部として請求すべき旨主張する。

しかしながら、地方自治法242条の2第12項によれば、同条1項4号の住民訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認める額(以下「相当報酬額」という。)の支払を請求することができる。この「勝訴した場合」とは、上記住民訴訟における勝訴が確定した場合と解すべきであり、普通地方公共団体は、勝訴が確定した後に当該住民訴訟を提起した住民から同条12項に基づく弁護士報酬の請求があった場合に、初めて相当報酬額を支払う義務を負うことになる。したがって、普通地方公共団体に相当報酬額の損害が発生したというためには、上記のような請求を受けて当該普通地方公共団体が相当報酬額を支払うか又は支払を約束するなどしたことが必要である。そうすると、住民訴訟の中で、相当報酬額を上記各談合による入札と相当因果関係のある普通地方公共団体の損害として請求することができるのは、勝訴の確定前であるにもかかわらず、当該普通地方公共団体が当該住民との間で勝訴の場合に相当報酬額を支払う旨の約束をしたなど、口頭弁論終結時点で、勝訴判決が確定すれば当該普通地方公共団体が相当報酬額を支払う義務が確定しており、出捐の確実性が認められる場合に限られるものというべきである。本件においては、上記のような事情が認められないから、現時点においては、北杜市に原告らが主張するような弁護士報酬相当額の損害が発生したということとはできない。

したがって、弁護士報酬相当額に関する原告らの請求は理由がない。

(オ) よって、別紙1談合工事一覧表記載の各入札の「落札業者」欄記載の各被告補助参加人は、それぞれ、同一覧表の「損害額」欄記載の金員及びこれに対する不法行為後である平成18年1月1日から支払済みに至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務があるというべきである。

4 以上によれば、原告らの本件各請求は、主文の限度で理由があるから一部認容し、その余の部分は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

甲府地方裁判所民事部

裁判長裁判官 太田武聖

裁判官 宮崎拓也

裁判官 村上典子